

六ヶ所村地域福祉計画

令和5年3月

六ヶ所村

はじめに

近年、急速な少子高齢化や核家族化の進行などによるライフスタイルの変化や価値観の多様化によって、地域における人と人とのつながりが希薄化し、社会的孤立や生活困窮など地域住民が抱える課題が複合化・複雑化しております。

また、高齢者・障がい者・児童など複数の分野にわたる課題に加え、制度の狭間に陥る課題も顕在化しており、個別の福祉制度のみでは十分な解決を図ることが困難な生活課題への対応が求められています。

本村では、平成30年3月に「六ヶ所村地域福祉計画」を策定し、村の地域福祉を推進してきました。

この度、計画の中間年度を迎えたことから、これまでの成果や新たな課題を踏まえ、村民が住み慣れた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、村民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりを目指すとともに、制度の枠にとらわれない「地域共生社会の実現」に向けた取り組みなど、六ヶ所村における「地域福祉」を推進するうえでの指針とするため、六ヶ所村地域福祉計画の見直しを行いました。

本計画の基本理念である「共に健康で生きいきした暮らしを創る」の実現に向け、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、行政だけでなく、地域住民、民間事業者、ボランティア等が役割分担を行いながら、住民一人ひとりが心身ともに生きがいを持って暮らせる、安らぎのある村を目指し、施策を展開して参りますので、村民の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の見直しにあたり、ご尽力いただきました六ヶ所村地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、村民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことを、心から感謝を申し上げご挨拶といたします。



令和5年3月

六ヶ所村長 戸田 衛

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 地域福祉と「自助」、「共助」、「公助」	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
第2章 地域福祉を取り巻く状況	7
1 人口や世帯等の状況	7
2 地域を支える各種団体などの状況	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本方針	22
3 計画の体系図	23
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み	25
基本方針1 地域で福祉を支えるまちづくり	25
1 地域福祉意識の醸成	25
2 地域の交流、ふれ合いづくり	28
3 社会参加の促進と生きがいづくり	30
4 地域福祉を支える人材確保と育成	33
5 ボランティア活動の促進	35
6 地域包括ケアシステムの推進	38
基本方針2 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり	40
1 相談・情報提供体制の充実	40
2 福祉サービスの充実	43
3 権利擁護の推進	46
4 生活困窮者自立支援対策の推進	49
基本方針3 人にやさしい地域福祉のまちづくり	51
1 人にやさしいまちづくり	51
2 災害時の支援体制の充実	53
3 防犯対策の推進	56
4 からだと心の健康づくり	58

第5章 六ヶ所村成年後見制度利用促進基本計画	61
1 計画策定にあたって	61
2 取組内容	61
第6章 計画の推進にあたって	65
1 計画の推進体制	65
2 計画の進行管理	66
資料編	67
1 地域福祉計画策定委員会設置要綱	67
2 策定委員名簿	69

第1章

計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050 問題や、介護と育児のダブルケアなど）、ひきこもりなど地域から孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化しています。

一方で、福祉サービス分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待される地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、村民一人ひとりが支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。住民誰もが、いきいきと暮らしていくためには、地域住民の多様なニーズに応じることのできる、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められています。そのため、福祉・保健・医療の連携による従来型の福祉サービスの充実はもちろんですが、地域の中で住民相互の支え合い、助け合いが活発に展開されていくことが今後はより一層重要となります。

「地域福祉計画」は、誰もが地域において安心して生きがいを持って生活が送れるような地域社会の実現に向け、住民、ボランティア、NPO、福祉事業者、社会福祉協議会、村など、地域福祉に関わる全ての人々が連携し、住民が主体的に参加する地域づくりを目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、市町村が行政計画として策定するものです。

本村では、平成 30 年 3 月に策定した「六ヶ所村地域福祉計画」のもと、村の地域福祉を推進してきましたが、令和 4 年度において現行計画の中間年を迎えることから、村の現状や新たな課題を踏まえた上で、現行計画の見直しを行いません。

本計画のもと、村民、地域、行政の協働を推進し、自助、共助、公助が相まって、誰もが住みよい、心と心の通い合う福祉社会、共生社会の実現を目指します

2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のため、同法第107条第1項の規定に基づき「市町村地域福祉計画」として策定するもので、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

■社会福祉法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

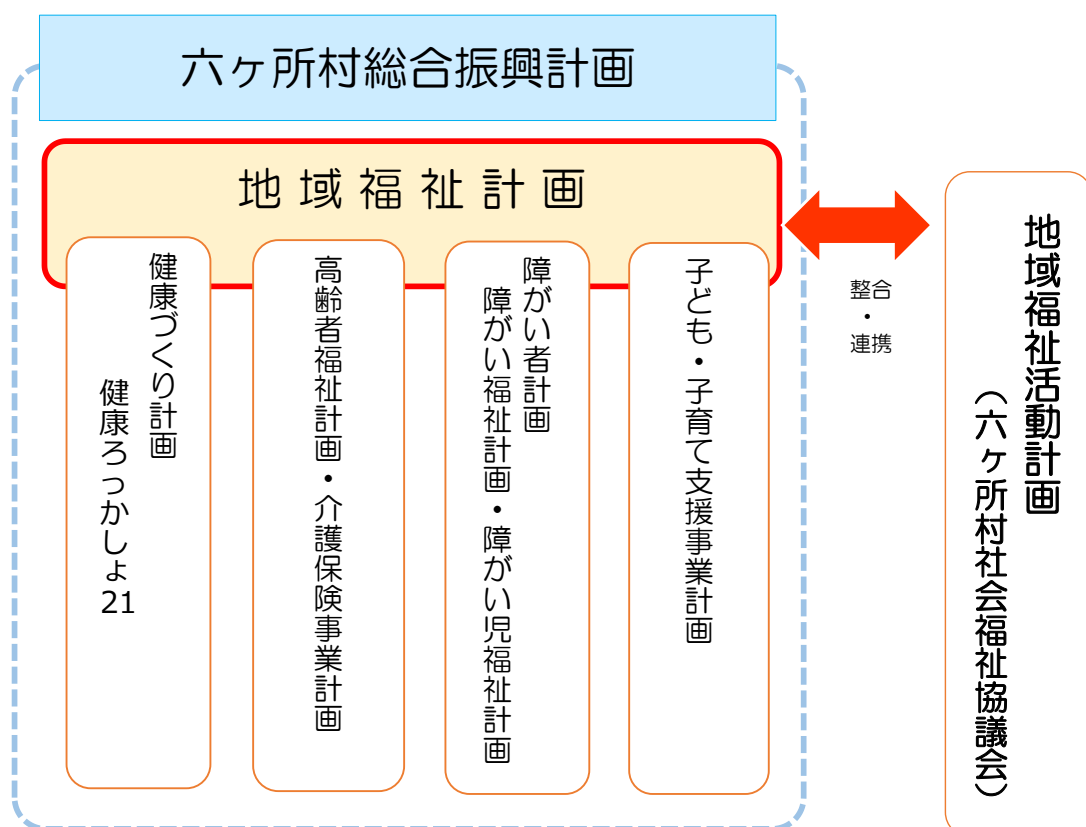
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、「六ヶ所村総合振興計画」を上位計画とし、村の「健康づくり計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」などの関連する諸計画との整合性を保ちながら、地域福祉の総合的な推進を図るものです。

また前述の福祉分野ごとの個別計画には、それぞれの分野固有の施策、達成目標などは、各個別計画に基づいて推進します。一方、本計画はこれらの計画に基づく施策を推進する上での共通する理念と地域福祉を進めていくための基本的な方向を内容とします。

■計画の位置づけ



3 地域福祉と「自助」、「共助」、「公助」

(1) 地域福祉とは

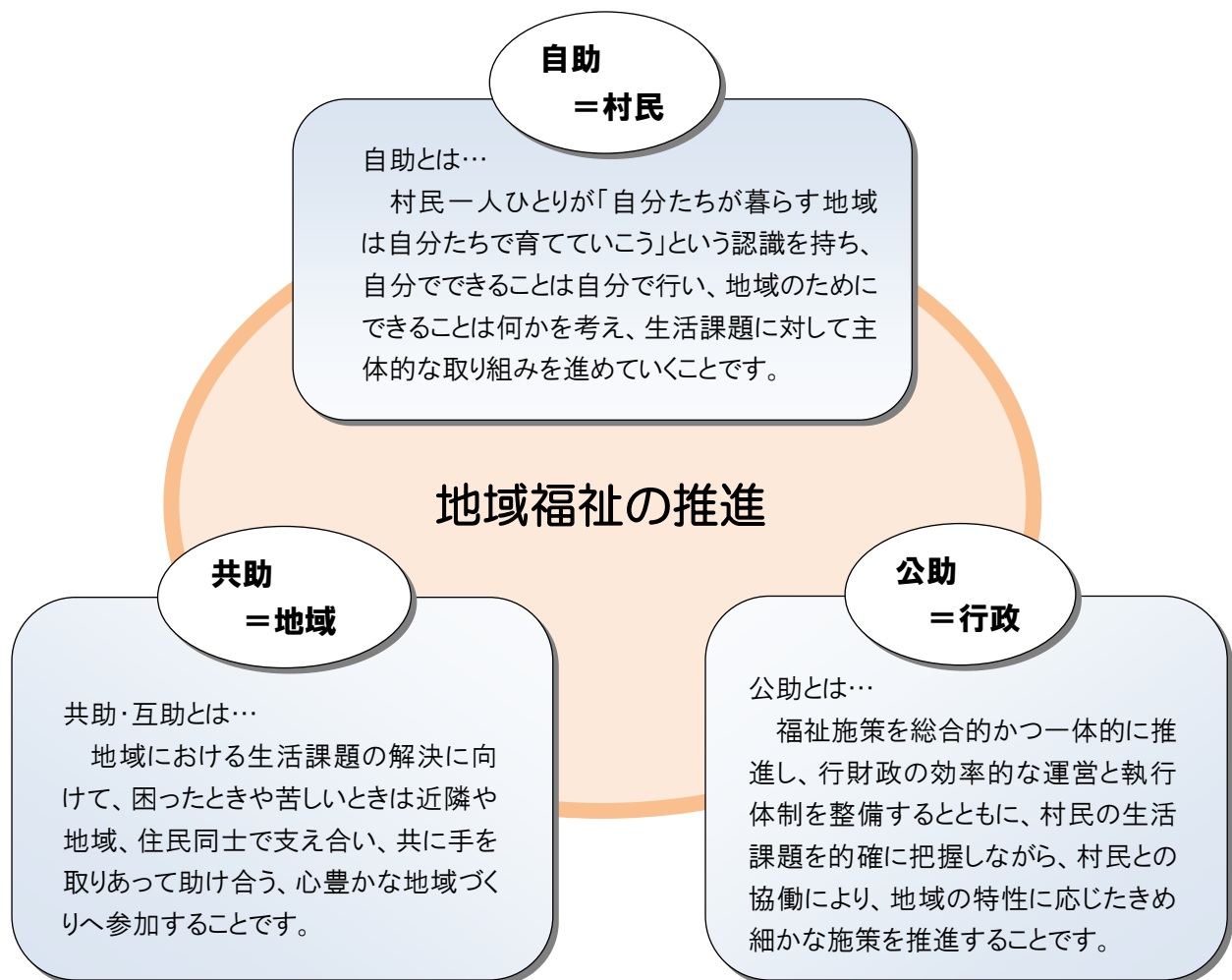
「高齢者福祉」はお年寄りを、「障がい福祉」は身体等に障がいのある方を、「児童福祉」は子どもを対象とした福祉の取り組みです。「地域福祉」とは、これらの様々な福祉を「地域」の中で、行政だけでなく、六ヶ所村に住んでいるみなさまも「福祉の担い手」になっていただき、地域での助け合いをしながら地域全体の「福祉」の向上を図る取り組みのことで

(2) 「自助」、「共助」、「公助」の考え方

地域福祉の推進には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、住民同士で支え合い、助け合う「共助」の考え方が重要です。住み慣れた地域で暮らす誰もが、自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするため、地域のことをよく理解している地域住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。

行政においては、村民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」の役割が求められます。

■ 「自助」、「共助」、「公助」



4 計画の期間

(1) 計画期間

計画の計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間となっており、本年は計画の期間の中間年にあたることから、村及び社会福祉協議会を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化などを踏まえ計画の見直しを行います。

■各計画の計画期間

関連諸計画	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
総合振興計画		第4次計画（平成28年度～令和7年度）							第5次計画			
地域福祉計画		本計画（平成30年度～令和9年度）										第2期計画
					計画見直し							
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第7期計画		第8期計画			第9期計画			第10期計画		
子ども・子育て支援事業計画		第1期計画	第2期計画				第3期計画					
健康づくり計画 健康ろっかしょ21		第2次計画							第3次計画			
障がい者計画		2018～2023						2024～2029				
障がい福祉計画 障がい児福祉計画		第5期計画 第1期計画	第6期計画 第2期計画			第7期計画 第3期計画			第8期計画 第4期計画			

5 計画の策定体制

(1) 六ヶ所村地域福祉計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉施策の推進に係る検討を行うために、「六ヶ所村地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

(2) アンケート調査

村民の福祉に関する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画策定の基礎資料とするために、村民にアンケート調査を実施しました。

■ アンケート調査実施概要

調査の種類	村 民
調査対象	令和4年9月1日現在、村内に住む20歳以上の村民
抽出方法	年齢男女、居住地区を考慮し、無作為抽出法により抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年9月～10月
回収結果	配布数：1,000件 有効回収数：310件（無効回答数：0） （有効回収率：31.0%）

第2章

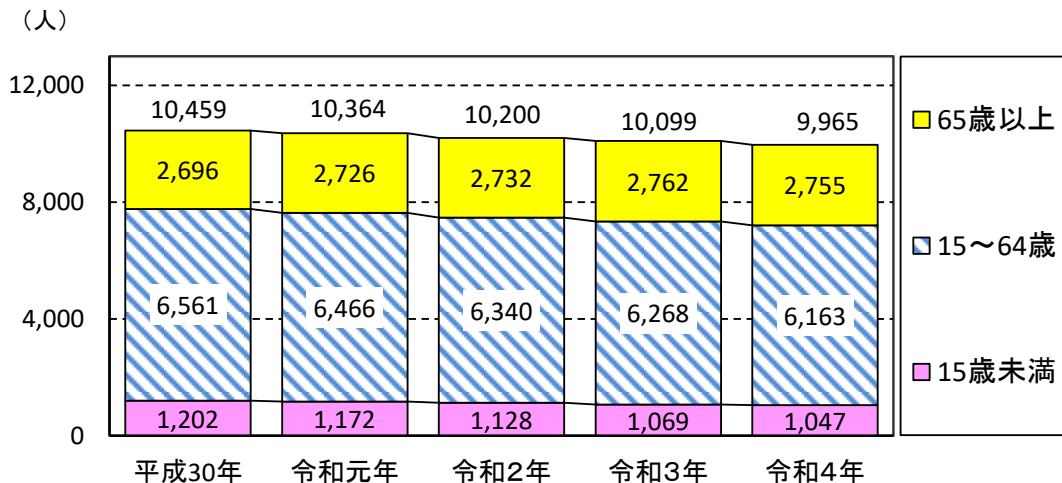
地域福祉を取り巻く状況

1 人口や世帯等の状況

(1) 人口の推移

本村の総人口は年々減少しており、平成30年は10,459人でしたが、令和4年では9,965人となっています。年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15歳～64歳の生産者人口は減少傾向で推移していますが、65歳以上の老年人口は増加しています。

■人口の推移

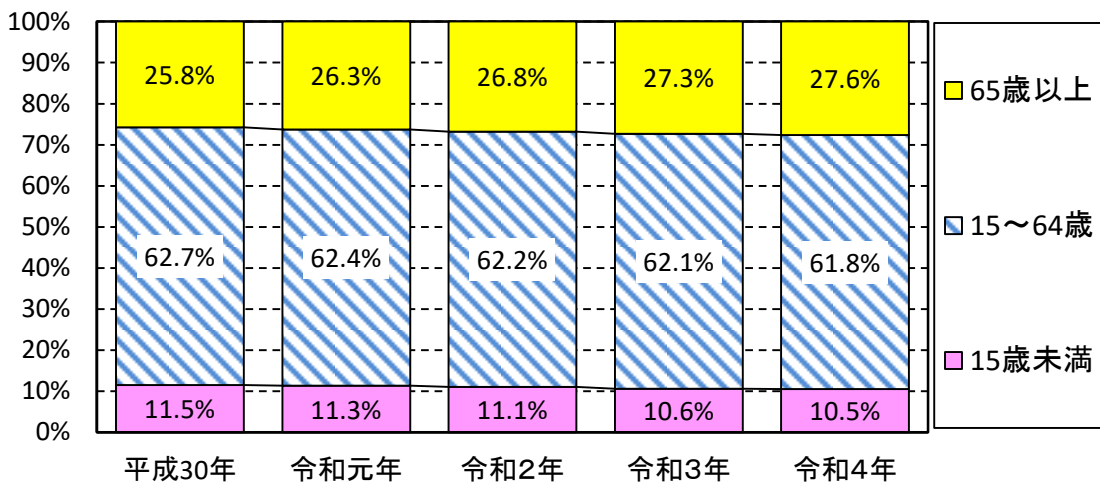


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口構成比の推移

年齢3区分の人口構成の推移をみると、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の高齢者人口は増加しし令和3年では、年少人口割合10.5%、生産年齢人口割合61.8%、老年人口27.6%となっています。

■年齢3区分人口構成比の推移



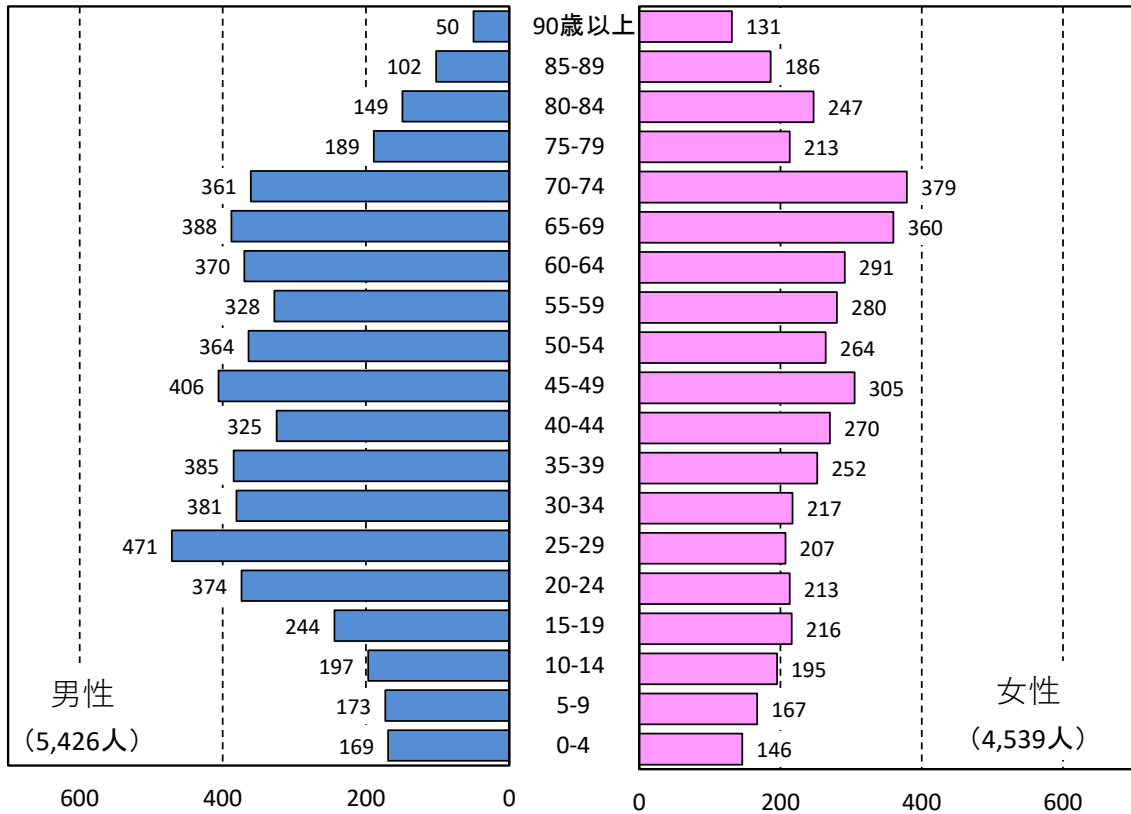
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 人口ピラミッド

令和4年4月1日現在での人口ピラミッドをみると、ピラミッド下部の年少人口の人数割合が少なく、今後も人口減少が予測されます。

また、男女ともに、65歳～74歳の人口構成が高い傾向にあり、今後75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれます。

■人口ピラミッド

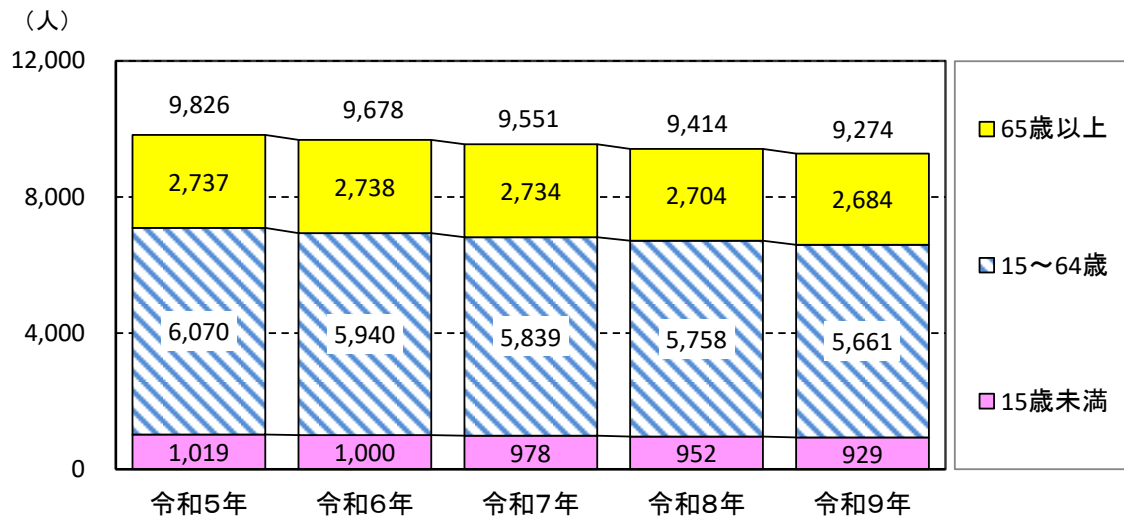


資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

(4) 人口推計

令和5年から5年間の推計人口をみると、総人口は減少傾向で推移し計画の最終年度の令和9年には9,274人まで減少すると推計されます。

■人口推計

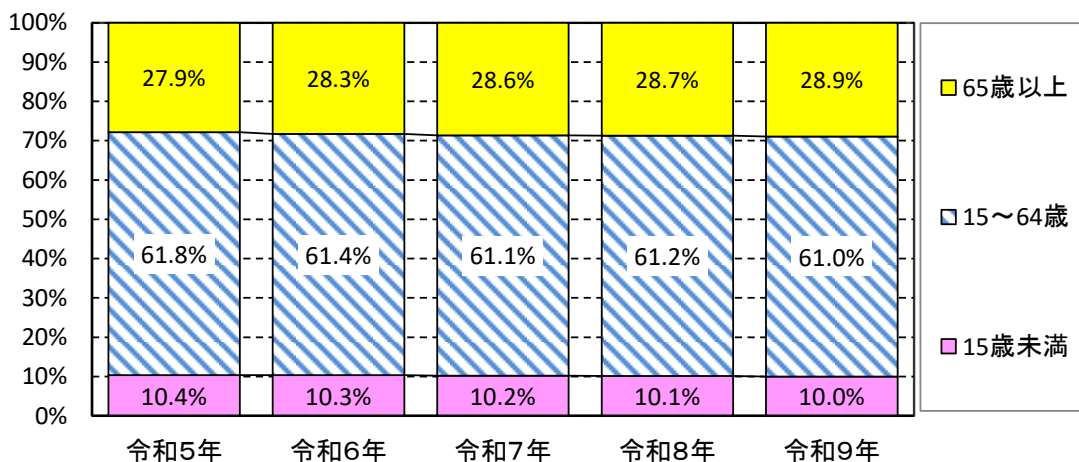


資料：平成30年～令和4年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による人口推計

(5) 人口構成比の推計

年齢3区分の人口構成の推計をみると、年少人口、生産年齢人口の割合が減少する一方、65歳以上の老年人口割合は増加し、令和9年には28.9%になると推計されます。

■年齢3区分人口構成比の推計



資料：平成30年～令和4年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による人口推計

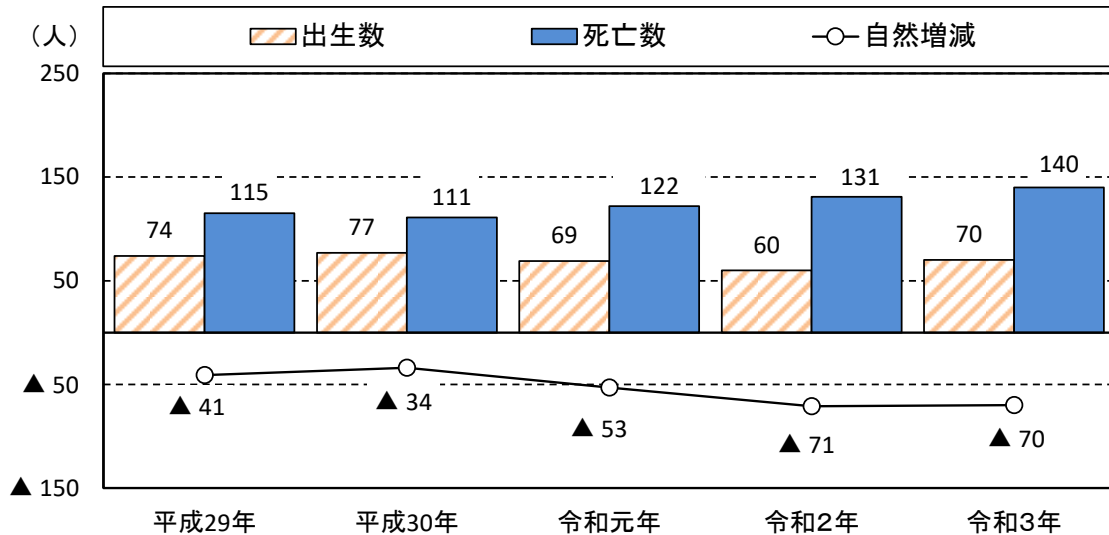
※コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(6) 人口動態

本村の自然動態について、出生数と死亡数の推移を見ると、常に死亡数が出生数を大きく上回り、令和3年ではマイナス70人となっています。

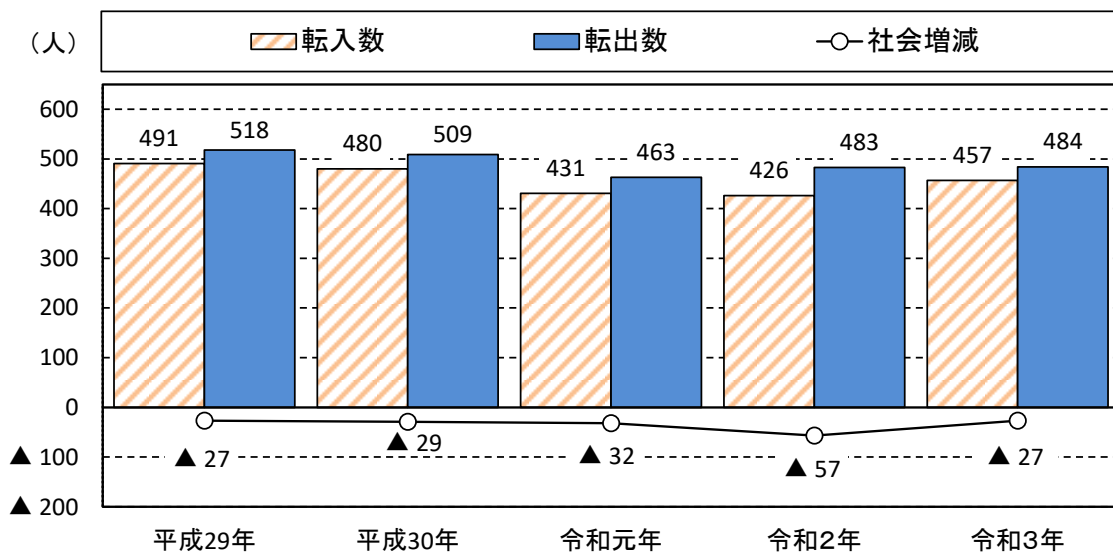
また、社会動態については、常に転出数が転入数を上回り、令和4年ではマイナス27人となっています。

■自然動態



資料：青森県人口移動統計

■社会動態

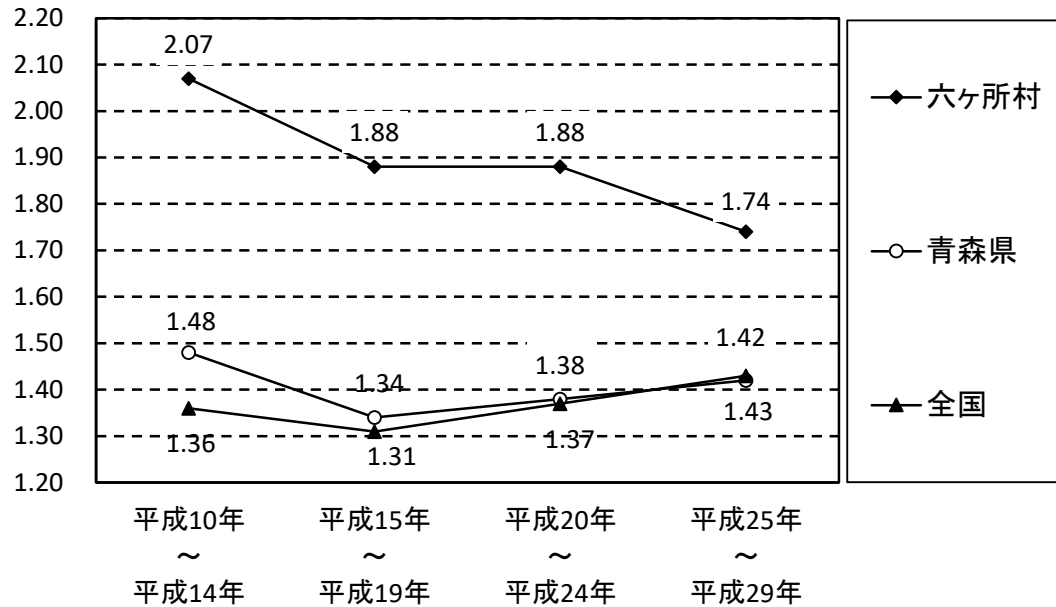


資料：青森県人口移動統計

(7) 合計特殊出生率

合計特殊出生率をみると全国平均や県平均よりも常に高く推移していますが、減少傾向で推移しています。

■合計特殊出生率



資料：青森県人口動態統計

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したものの。

(8) 世帯の状況

世帯数は減少傾向にあり、令和2年では5,167世帯、1世帯あたり人員数は2.0人となっています。母子世帯数は74世帯、父子世帯数は13世帯となっています。

65歳以上の高齢者のいる世帯は1,723世帯となっています。

高齢者単身世帯が増加傾向で推移しており、442世帯となっています。

■世帯の状況

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	4,500	4,725	4,673	5,167
核家族世帯数	1,873	1,938	1,861	1,898
（対一般世帯数比）	41.6%	41.0%	39.8%	36.7%
その他の親族のみの世帯数	802	688	631	493
（対一般世帯数比）	17.8%	14.6%	13.5%	9.5%
非親族世帯数	4	21	29	20
（対一般世帯数比）	0.1%	0.4%	0.6%	0.4%
単身世帯数	1,821	2,078	2,152	2,756
（対一般世帯数比）	40.5%	44.0%	46.1%	53.3%
一般世帯人員	11,074	10,958	10,357	10,169
一世帯当たりの人員	2.5	2.3	2.2	2.0

資料：国勢調査

※一般世帯：住居と生計をともにしている人の集まりや単身者で持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の
独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る
世帯

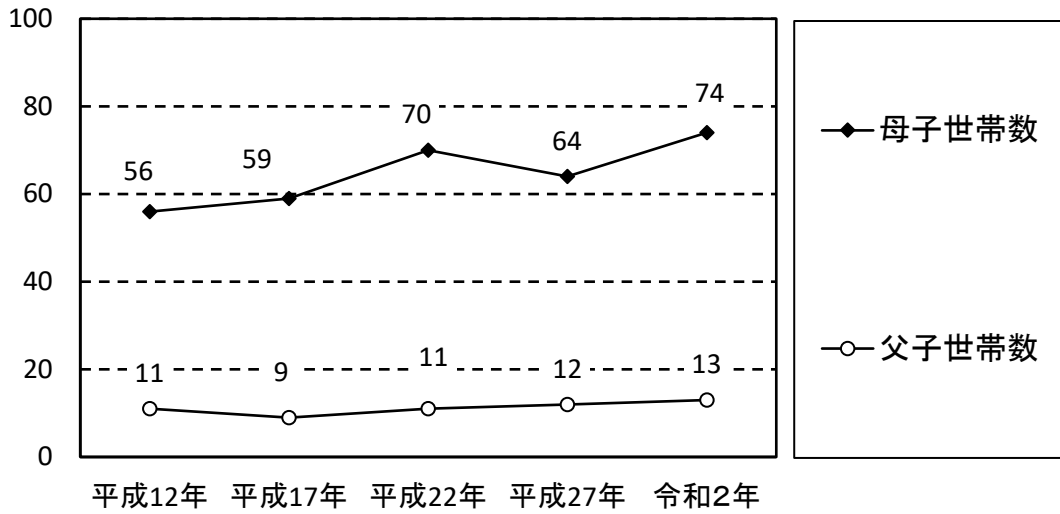
※その他の親族のみの世帯：核家族世帯以外の二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世
帯員のみからなる世帯

※非親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

※単身世帯：世帯人員が一人の世帯

■母子・父子世帯の状況

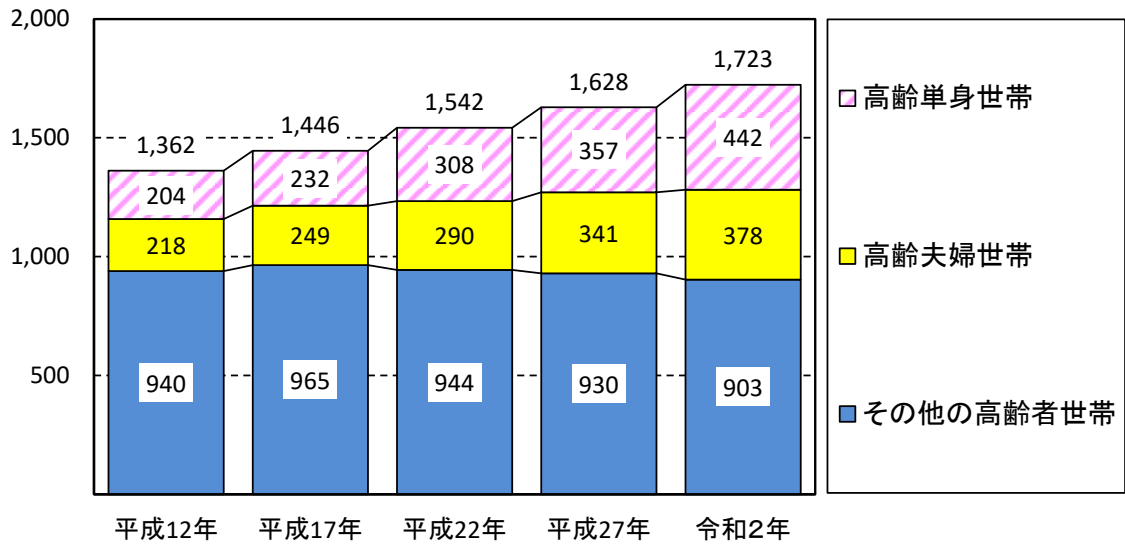
(世帯)



資料：国勢調査

■高齢者世帯の状況

(世帯)

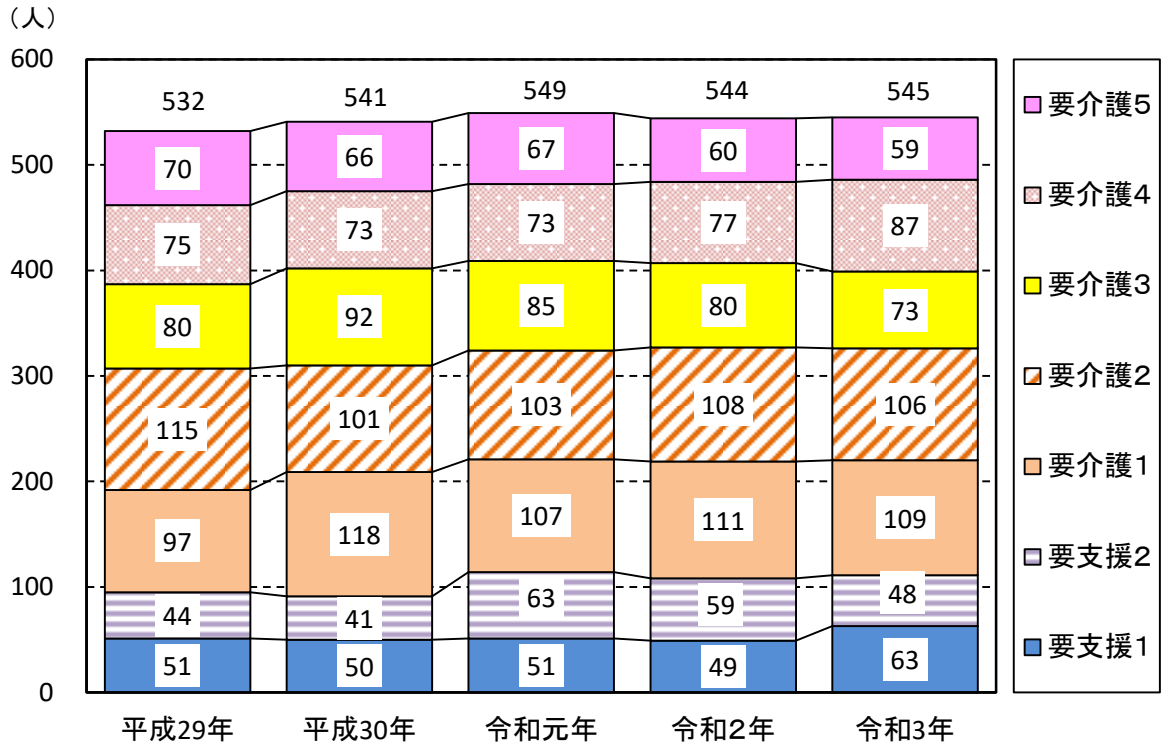


資料：国勢調査

(9) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は平成 29 年以降増加傾向で推移していましたが、令和元年以降は減少に転じ、横ばい傾向となっており、令和 3 年では、545 人となっています。要介護度別にみると、要介護 1 が最も多く 176 人となっています。

■要支援・要介護認定者の推移



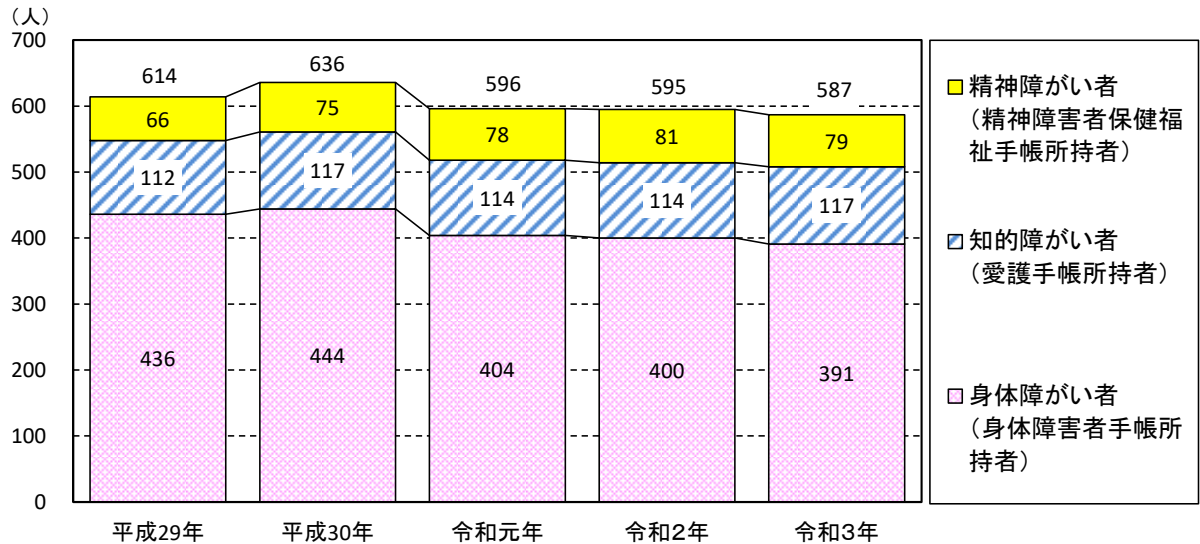
資料：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

(10) 障がい者の状況

障害者手帳所持者を基準として本村の障がい者数をみると、減少傾向で推移しています。

障がい種別でみると、いずれの年も身体障害者手帳所持者が全体の7割近くを占めています。

■障害者手帳所持者の推移

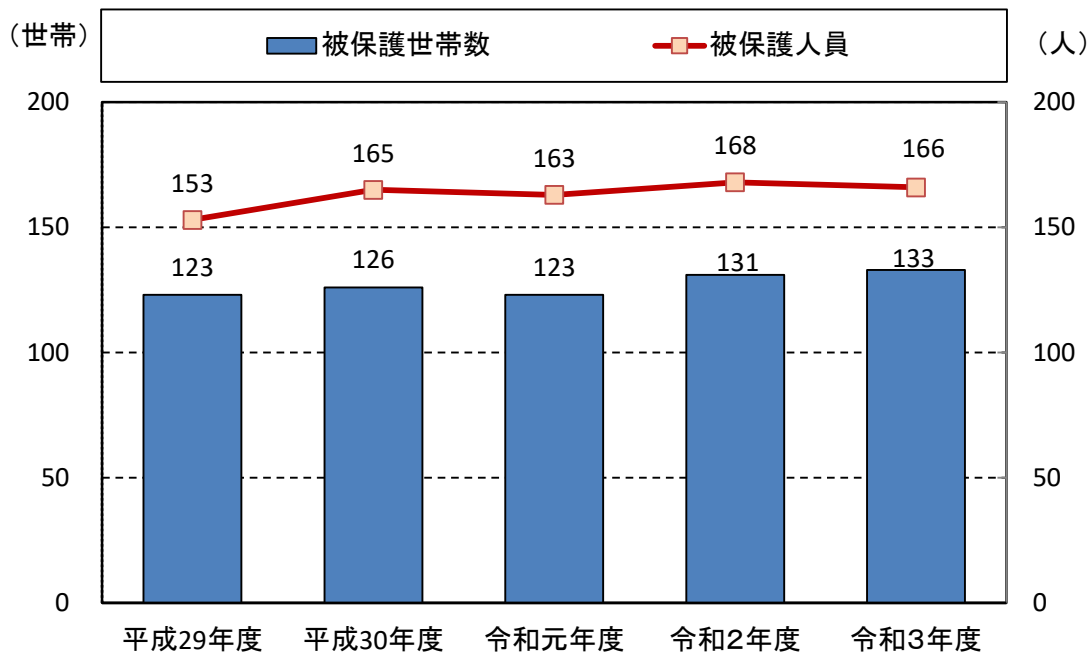


資料：福祉課

(11) 生活保護の状況

生活保護の状況は被保護世帯数・被保護人員ともに、平成29年以降増加傾向で推移しています。令和3年度では、被保護世帯が133世帯、被保護人員が166人となっています。

■生活保護の状況



資料：福祉課

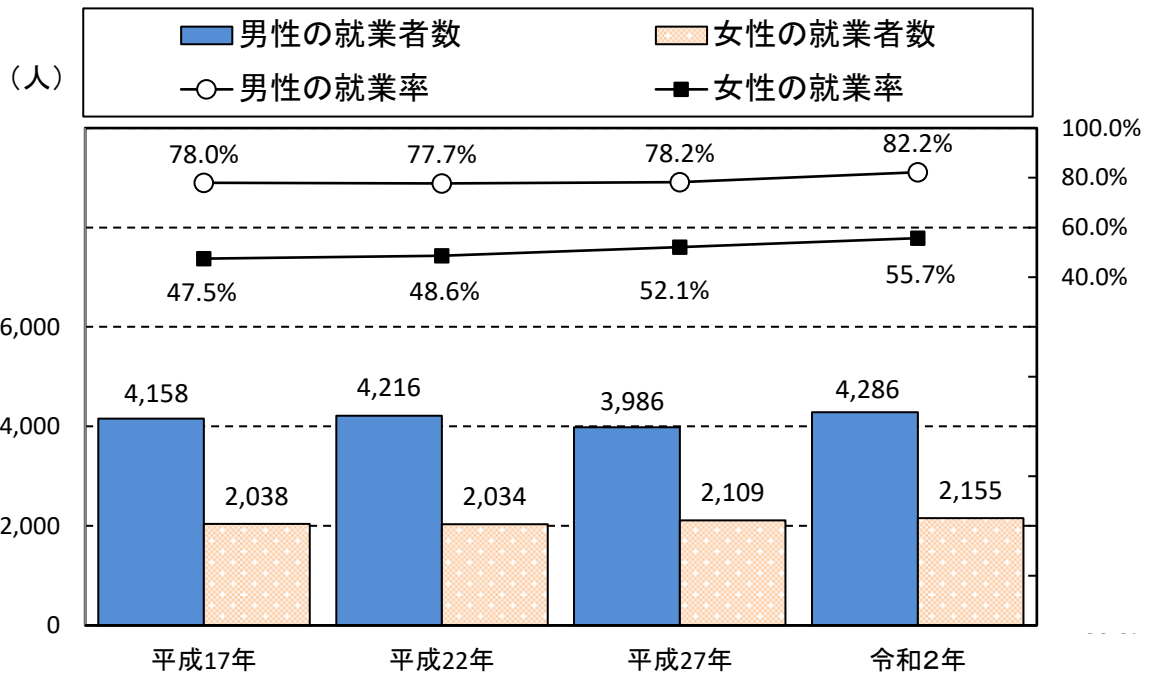
(12) 就業及び産業の状況

男女別の就業状況は、平成 22 年以降、就業率は上昇傾向で推移しています。令和 2 年には男性 82.2%、女性 55.7%となっています。

また、産業分類では、女性の第 3 次産業の割合が大きく、令和 2 年には、67.1%と 7 割近くが第 3 次産業従事者となっています。

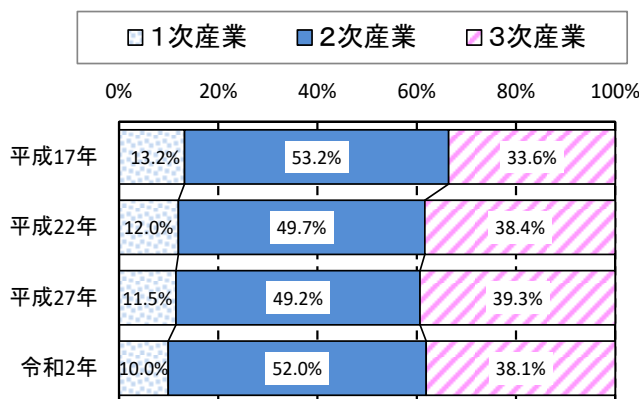
男女年齢別の就業率をみると、女性では、平成 27 年以前までは、20 代後半から 30 代後半で出産などによって就業率が落ち込む女性特有の M 字型曲線を示していたものの、令和 2 年では、20 代後半から 30 代後半の就業率の上昇により、男性の示す曲線に近づいています。

■男女別就業状況



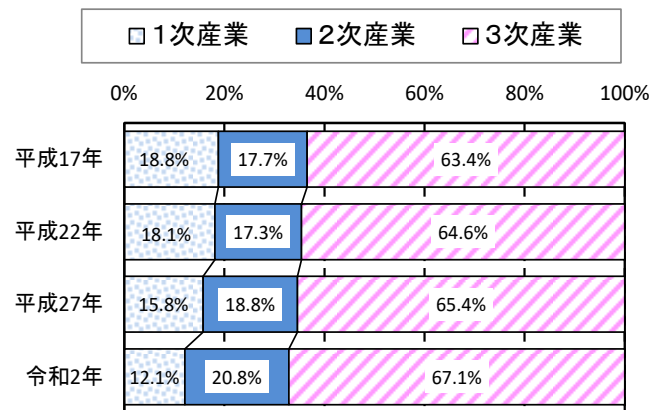
資料：国勢調査

■男女別産業分類（男性）



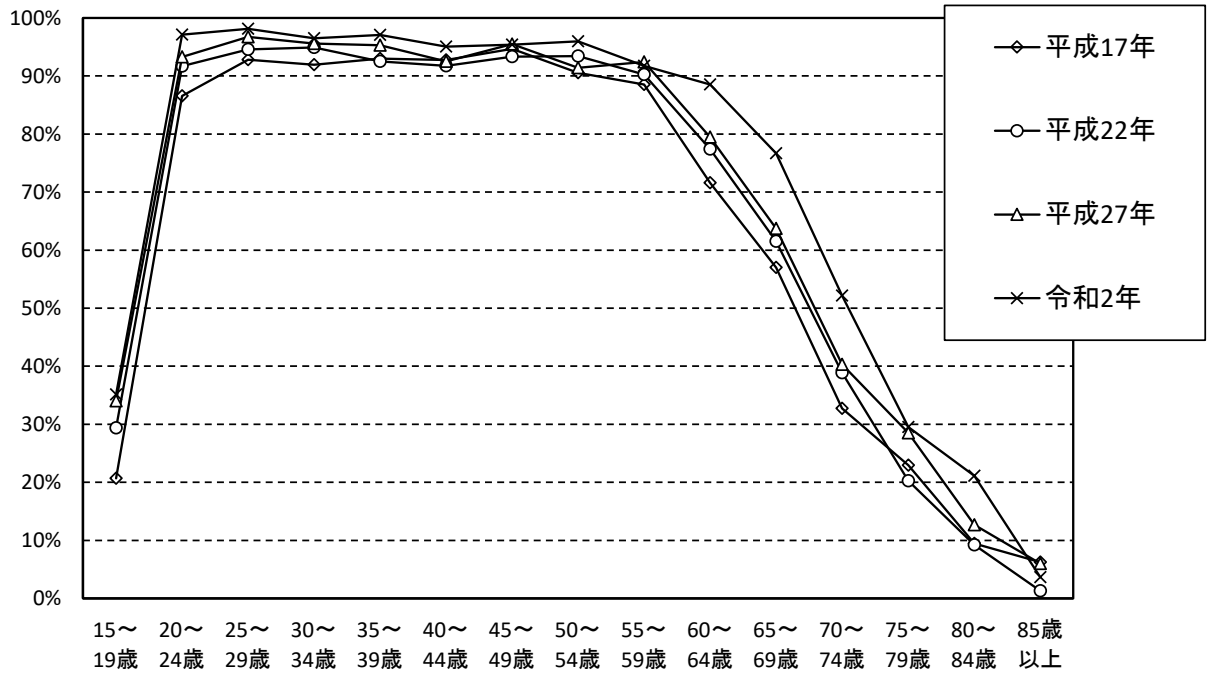
資料：国勢調査

■男女別産業分類（女性）



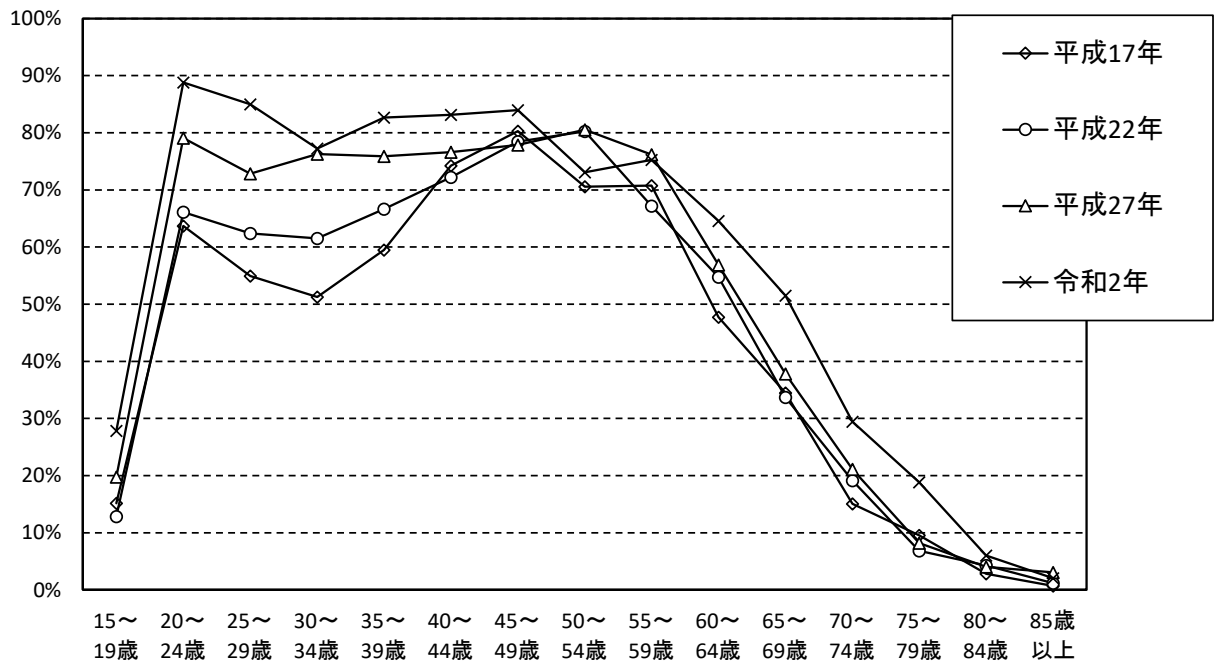
資料：国勢調査

■男女年齢別就業状況（男性）



資料：国勢調査

■男女年齢別就業状況（女性）



資料：国勢調査

2 地域を支える各種団体などの状況

(1) 自治会・町内会の状況

自治会・町内会は地域住民のふれ合いの場をつくり、お互いに助け合い、協力をしていくことで、快適で住みよいまちをつくりあげていくために、地域に住む人々の最も身近な自治組織です。

令和4年11月現在、村内には27の自治会・町内会があります。

(2) ボランティア団体などの状況

令和4年12月末現在、村に登録しているボランティア団体は4団体あり、保健、医療、福祉分野で活動しています。

その他にも、保育所や認定こども園、介護保険サービスや障がい福祉サービスを提供する様々な福祉施設などと連携し、子どもから高齢者までの多くの村民が地域福祉を推進しています。

(3) 社会福祉協議会の状況

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、共に協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業の連絡・調整・調査・企画・事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、皆で支え合い、学び合いながら、誰もがありのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。

(4) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態の調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

令和4年11月現在、民生委員・児童委員が32人、主任児童委員が2人の合計34人が活動しています。

第3章

計画の基本的な考え方

◆ 基本理念 ◆

共に健康で生きいきした暮らしを創る

本計画では、「共に健康で生きいきした暮らしを創る」を基本理念として地域福祉を推進してきました。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化することも考えられ、村民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、村民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、障がい、児童福祉、生活困窮支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

本計画においては、人と人とのふれあいを大切にし、地域の支え合い、助け合いを推進するとともに、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

これまでの地域福祉分野における取り組みや地域共生社会の考え方を踏まえ、村民一人ひとりが住みなれた地域で安全・安心に生きいきと暮らせるよう、これまでの基本理念を継承し地域福祉の推進に取り組みます。

2 基本方針

基本方針1 地域で福祉を支えるまちづくり

地域福祉の推進には、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりが重要です。住民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実させ、地域福祉の意識の向上を図ります。また、地域社会において、住民同士のつながりの変化や高齢化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を推進し、地域福祉活動を推進します。

基本方針2 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、保健・医療・福祉分野が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

また、判断能力が十分でない方の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度の普及啓発により、制度の利用につなげ、生活困窮者の自立支援に向けては、早期の把握・支援のために、関係機関との連携を図ります。

基本方針3 人にやさしい地域福祉のまちづくり

地域でいつまでも安心して暮らせるよう「地域の安全は自分たちで守る」という考えのもと、地域の支え合う力を一層高め、様々な団体や関係機関が住民と連携しながら支援活動ができるようなネットワークの強化を行うとともに生活に対する支援や防災・防犯対策など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、住民一人ひとりが心身ともに健康であるため、保健・医療・福祉の充実と健康づくり・介護予防などに関する啓発や教育の強化を図ります。

3 計画の体系図

基本
理念

共に健康で生きいきした暮らしを創る

基本方針 1	基本目標
地域で福祉を支えるまちづくり	(1) 地域福祉意識の醸成
	(2) 地域の交流、ふれ合いづくり
	(3) 社会参加の促進と生きがいづくり
	(4) 地域福祉を支える人材確保と育成
	(5) ボランティア活動の促進
	(6) 地域包括ケアシステムの推進

基本方針 2	基本目標
誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり	(1) 相談・情報提供体制の充実
	(2) 福祉サービスの充実
	(3) 権利擁護の推進
	(4) 生活困窮者自立支援対策の推進

基本方針 3	基本目標
人にやさしい地域福祉のまちづくり	(1) 人にやさしいまちづくり
	(2) 災害時の支援体制の充実
	(3) 防犯対策の推進
	(4) からだと心の健康づくり

第4章

地域福祉の推進に向けた取り組み

基本方針1 地域で福祉を支えるまちづくり

1 地域福祉意識の醸成

取り組みの趣旨

近年、核家族化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加や、少子高齢化による地域の担い手の不足、ライフスタイルの多様化に伴う住民同士のつながりの希薄化など、地域や隣近所での親しい付き合いや地域の中で相互に助け合う機能の低下が懸念されています。

アンケート調査によると、近所の人との交流について、「困ったときに助け合う親しい人がいる」が平成29年調査の31.3%から、減少し23.2%となっています。

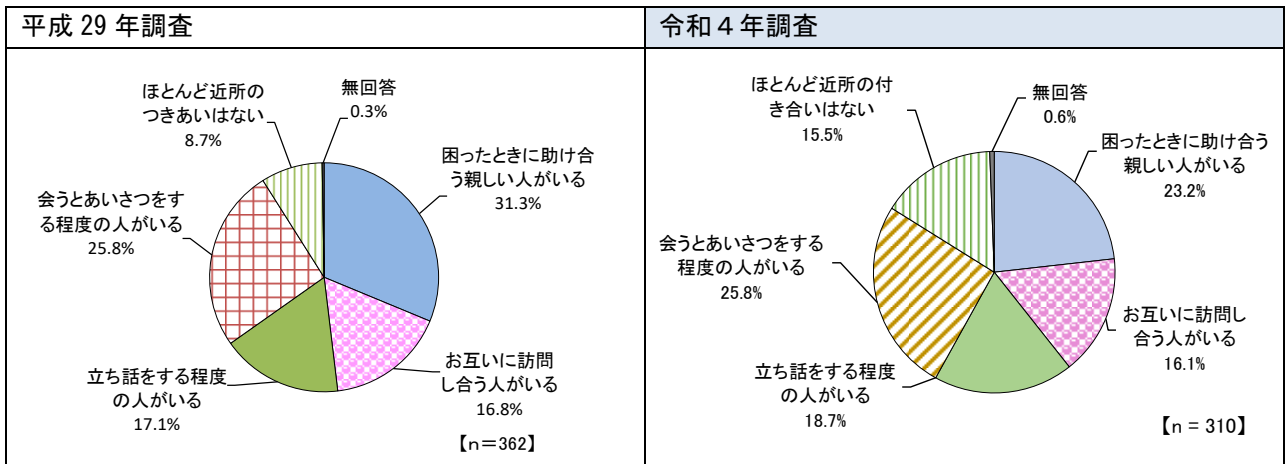
また、近所の人とのかかわりをどうしたいかでは、「隣近所の人とのかかわりは大切にしたい」が49.2%から47.4%とわずかに減少しています。

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、福祉の考え方を理解し、福祉は身近な存在であることを認識し、地域で支え合いながらお互いに助け合う必要性を認識することが必要です。

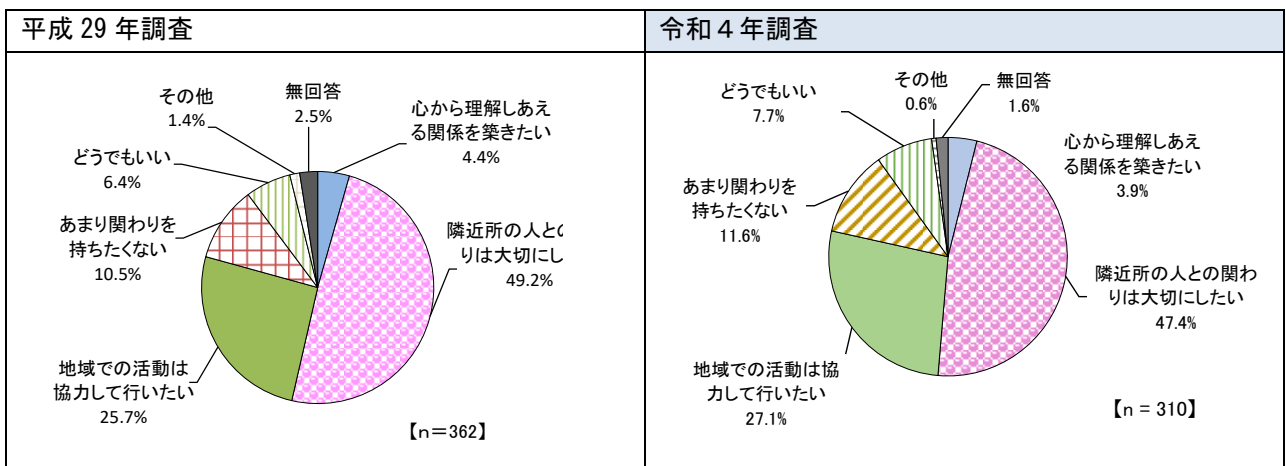
また、地域で問題だと思ふことでは、「近所付き合いが減っていること」が平成29年度調査では31.5%、令和4年調査では、26.5%とともに上位となっています。

地域での活動や近所付き合いについての重要性を見つめ直し、幼少期からの福祉教育を推進するとともに、行政、社会福祉協議会、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、家庭などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、さらなる住民の福祉意識の醸成に努める必要があります。

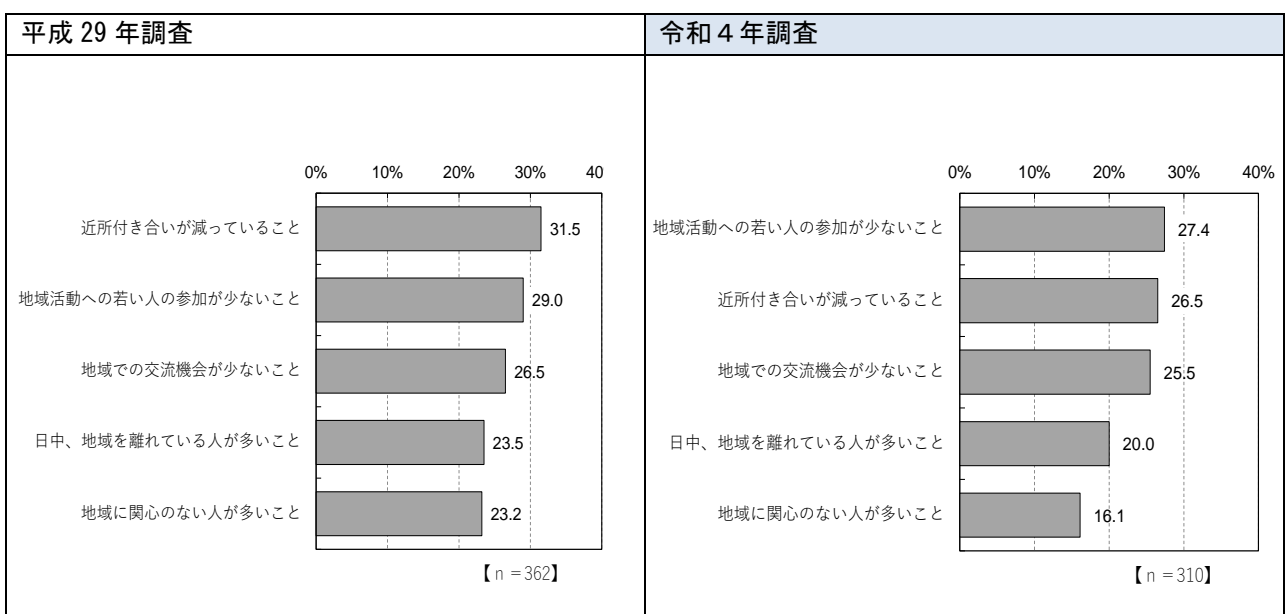
■近所の人との交流




■近所の人との関わりをどうしたいか



■地域で問題と思うもの ※上位5項目



取り組み内容

区 分	取組内容
<p>自 助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつや声かけなどを行い、隣近所とのかかわりを大切にしましょう。 ●地域での助け合い・支え合いという地域福祉の意識を持ちましょう。 ●地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めましょう。 ●地域でのイベントや各種ボランティア活動などに関心を持ち、参加しましょう。 ●地域福祉に関心を持ち、研修会などに積極的に参加しましょう。 ●性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めましょう。
<p>共 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の行事やイベントで地域福祉に関わる内容を盛り込むなど、福祉意識の啓発を図りましょう。 ●地域の行事やイベントでは、時間や曜日設定を工夫し、誰もが参加しやすいよう配慮しましょう。 ●学校において、地域とのかかわりを持ちながら、児童生徒が地域福祉に理解を深めるよう努めましょう。
<p>公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やホームページを活用して、支え合い、助け合いの意識を高めるための情報を発信します。 ●生涯学習や各種講座の開催などにより、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発に努めます。 ●村が主催する行事に誰もが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度にかかわらず、共に集い、理解を深めることができる各種イベントを開催します。 ●障がい者や高齢者とふれあえる交流機会の創出に努め、障がい者や高齢者に対する理解促進を図り、幼少時からのノーマライゼーションの考え方の浸透を図ります。

2 地域の交流、ふれ合いづくり

取り組みの趣旨


地域での支え合いを推進するためには、住民相互の交流を促進し、ふれあいの中でお互いの関係性を育むことが大切です。世代を越えたふれあいの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

また、地域における住民のふれあいや交流活動は、強制されるものではないことから、村民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりが必要です。

アンケート調査によると、地域で問題と思うものについて、「地域での交流機会が少ないこと」との回答も多くなっています。住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりや、世代を越えたふれあいの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。また、生涯学習や生涯スポーツなどは、村民の自己実現を図るものであると同時に、人づくりという要素もあり、人と人との交流も生み、地域の活力向上にもつながると考えられます、交流やふれあいの場を設ける事業とともに、推進、拡充していくことが必要です。

今後も、近隣の自治会・町内会などと協力し、地域間による住民同士の交流を通じて、地域間のつながりを生み、地域間での連携を促進し、住民同士の交流の活性化を図ることで、地域活動を支え、地域の課題をそれぞれの地域で解決し、子どもから高齢者まで誰もが支え合い、地域福祉の担い手として活動できる地域づくりの推進が求められています。

取り組み内容

区 分	取組内容
<p data-bbox="272 465 363 501">自 助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつや声かけなどを行い、隣近所とのかかわりを大切にしましょう。 ●隣近所や地域住民同士が日常生活の中で集まり、話し合いや楽しむ場を持つように心がけましょう。 ●地域での行事やイベントのときには、隣近所で声をかけ合うなど、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めましょう。 ●地域の行事やイベントなどに、積極的に参加しましょう。
<p data-bbox="272 880 363 916">共 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもと高齢者を対象とした世代間交流など、様々な交流の場を企画してみましょう。 ●地域の子どもたちが通う学校での行事に参加するなど、学校を通じて交流を図っていきましょう。 ●公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用しましょう。
<p data-bbox="272 1272 363 1308">公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センターなどで、地域の親同士の交流、ネットワークづくりの場を提供します。 ●村民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページを通じ広く周知を図り、交流を促進します。 ●高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。 ●既存施設を利活用し、多世代が利用、交流できる場づくりを推進します。

3 社会参加の促進と生きがいづくり

取り組みの趣旨

住み慣れた地域で生きいきと暮らしていくためには、身体的な健康維持、介護予防などの取り組みをはじめ、「生きがい」を地域の中でどのように感じていけるかが重要となります。

生きがいづくりは、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化にもつながり、地域に住む高齢者、障がい者などがその知識や経験、能力を生かしながら、地域社会の中で役割を担って生活することができるよう支援していくことが必要です。

アンケート調査によると、地域での活動に参加しているかをたずねたところ、「参加している」が平成29年の48.3%から、37.7%と減少しています。

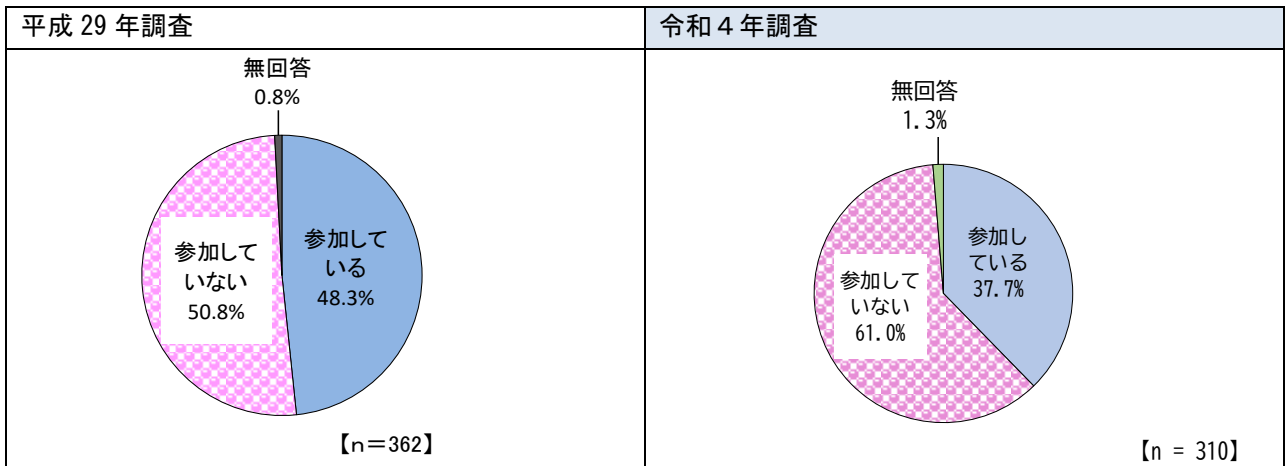
参加していない理由としては、常に「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからない」と続いていることから、参加日時や地域活動内容の周知方法などの検討が必要です。

長年にわたって地域を支えてきた高齢者は、人生の中で豊かな知識、経験、技能を培っています。こうした能力を地域社会の様々なニーズに活かすことは、高齢者自身の生きがいにつながるとともに、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化につながっていきます。高齢者が地域社会を支える一員として、自ら生きがいづくりや健康づくりに励み、その活動等に積極的に参加することが求められています。このことから、高齢者を対象とした健康づくり、スポーツ・文化事業やボランティア等の社会活動について、活動内容の広報や参加しやすい環境づくりに努めるなど、高齢者の主体的な参加を積極的に支援していく必要があります。

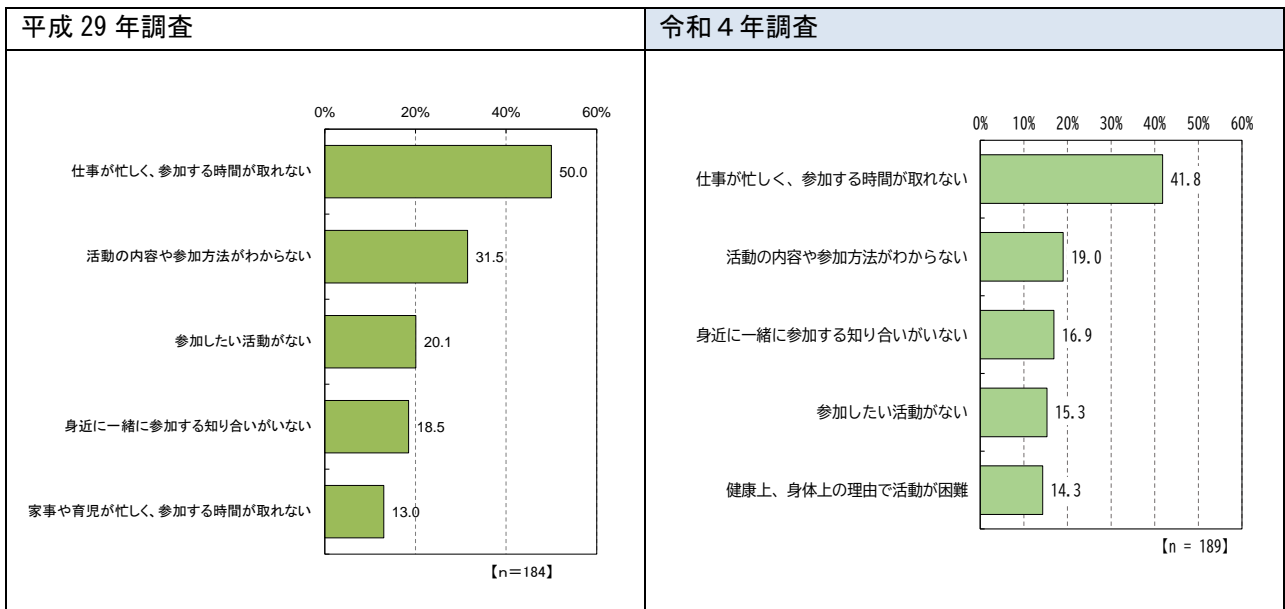
また、孤立しがちな方、ひきこもりがちな方も含め、身近な地域で誰もがいきいきと暮らせるよう、身近な地域での活動を通じて社会参加を促進していく必要があります。

社会福祉協議会、自治会等の地域団体と連携し、地域福祉の担い手として、生きいきとした活動が行えるための場づくり、生きがい活動の促進を図る必要があります。


■地域での活動に参加しているか



■地域活動に参加していない理由 ※上位5項目



取り組み内容

区 分	取組内容
<p>自 助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探しましょう。 ●自らの知識や技術、経験を広く地域に伝えるために積極的に行動しましょう。 ●隣近所、同世代など、仲間同士で行う健康づくりや趣味活動に積極的に取り組みましょう。
<p>共 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講座の開催など学習の機会を提供しましょう。 ●多世代が参加できる地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で提供しましょう。 ●社会福祉協議会、自治会・町内会などの地域団体が連携し、地域福祉の担い手として、高齢者の生きがいづくりの場を提供しましょう。 ●公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用しましょう。
<p>公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センターなどで、地域の親同士の交流、ネットワークづくりの場を提供します。 ●高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを推進するため、地域団体や老人クラブなどによる活動を支援します。 ●全ての村民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベントなどを開催しながら、地域活動の普及・推進を図ります。 ●高齢者や障がい者など、公共交通機関を利用することが困難な方への利便性の高い移動手段の確保及び支援を行うことにより、高齢者や障がい者などの社会参加を推進します。

4 地域福祉を支える人材確保と育成

取り組みの趣旨

高齢者、障がい者、子どもなど全ての方が地域で共に生きがいを創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するために、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、住民一人ひとりが地域の主役として主体的に地域活動に関わるとともに、地域においてリーダーとなる人材の確保と育成が必要です。

しかしながら、若い世代の地域活動へ参加する機会の減少や、地域福祉活動の担い手の不足・固定化、スタッフの高齢化などの問題があります。

アンケート調査によると、地域で問題と思うものについて、「地域活動への若者の参加が少ないこと」との回答も多くなっています。


自治会・町内会、地域の団体を始めとして、活動員の高齢化など人材を必要としている組織や場は数多くあることから地域が必要としている人材のニーズを的確につかみ、誰もが参加しやすい活動を展開し、参加者のすそ野を広げながら、各種講座や研修を通じ、広く福祉に関する意識を持った、求められる適切な人材を育成していくことが必要です。

各団体の活動支援だけでなく、小中学生への福祉教育の実施、福祉活動の体験を通じて、多くの人に活動内容の重要性とやりがいを感じてもらい、将来に向けた福祉人材の育成を促進していくことが求められています。

また、地域に住む人の豊富な経験や技能を地域の活動に活かすためのきっかけづくりや、地域で活躍する場を設けるなどして、個人の経験を活かして活動に参加してもらうことが必要です。

地域においてその活動を推進する人材がいなくなることは、地域での活動や交流が滞ることとなります。地域を支える人材育成を進めていく必要があります。

取り組み内容

区 分	取組内容
<p>自 助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加しましょう。 ●地域で育った子ども達が、地域のリーダーとして活躍できるよう、次世代へつながる地域づくりに努めましょう。 ●隣近所、同世代など、仲間同士で行う健康づくりや趣味活動に積極的に取り組みましょう。 ●村や社会福祉協議会が実施する各種講座や研修会に積極的に参加しましょう。
<p>共 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●団体活動等の周知を行い、地域との係わりの中で、人材発掘に努めましょう。 ●地域活動のリーダーの育成や、地域活動の担い手育成につながるよう、講座の開催など様々な取り組みを行いましょう。 ●子どもたちが積極的に参加できるような、地域づくりに努めます。
<p>公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉に関する講座や研修などを通じて、地域福祉を推進するためのリーダーの育成に努めます。また、講座等の開講日時などの工夫により、幅広い年齢層の人材育成に努めます。 ●団塊の世代や高齢者の豊富な知識や経験が、地域を担う後継者へ引き継がれるよう、地域活動への参加促進を支援します。 ●地域活動の活性化を図るため、地域包括ケアシステムの構築に併せ、必要な人材の育成に努めます。

5 ボランティア活動の促進

取り組みの趣旨

住民のニーズが多様化し、様々な支援を必要としている中で、これまでのように行政が全ての支援を担う時代から、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担して地域を支えていくことが求められています。

ボランティアは、課題をかかえる地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な担い手であり、住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができることから、これからの地域福祉を支える大きな力になるものと期待されています。

また、地域住民の中には、ボランティアをしているという認識はなくても、自治会・町内会、老人クラブなどでの地域活動をすることによってボランティアを実践している人は少なくありません。

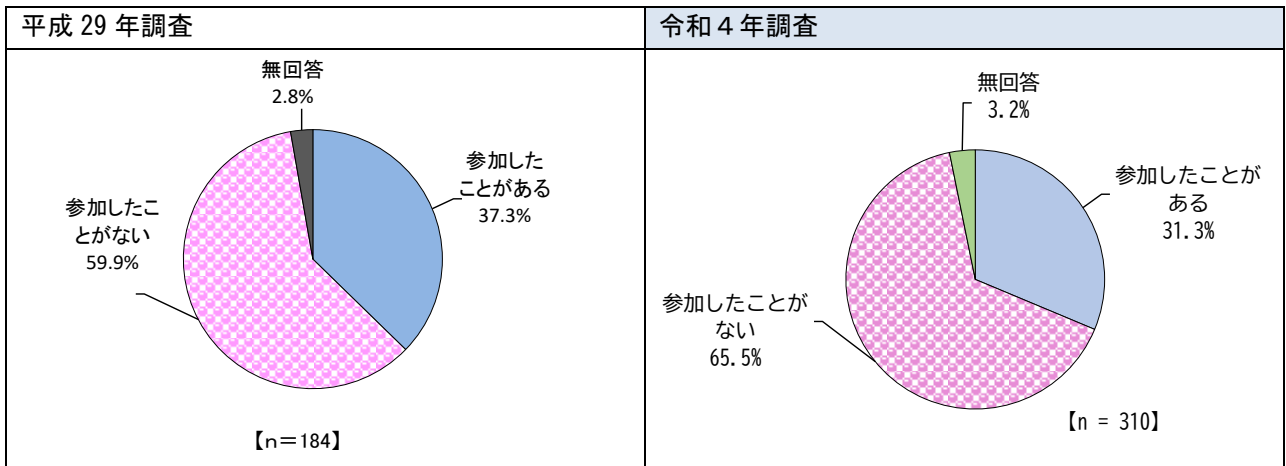
アンケート調査によると、ボランティア活動に参加したことがあるかをたずねたところ、「参加したことがある」が平成29年の37.3%から、31.3%と減少しています。

また、参加しない理由については、「仕事が忙しく参加する時間が取れない」多くなっています。

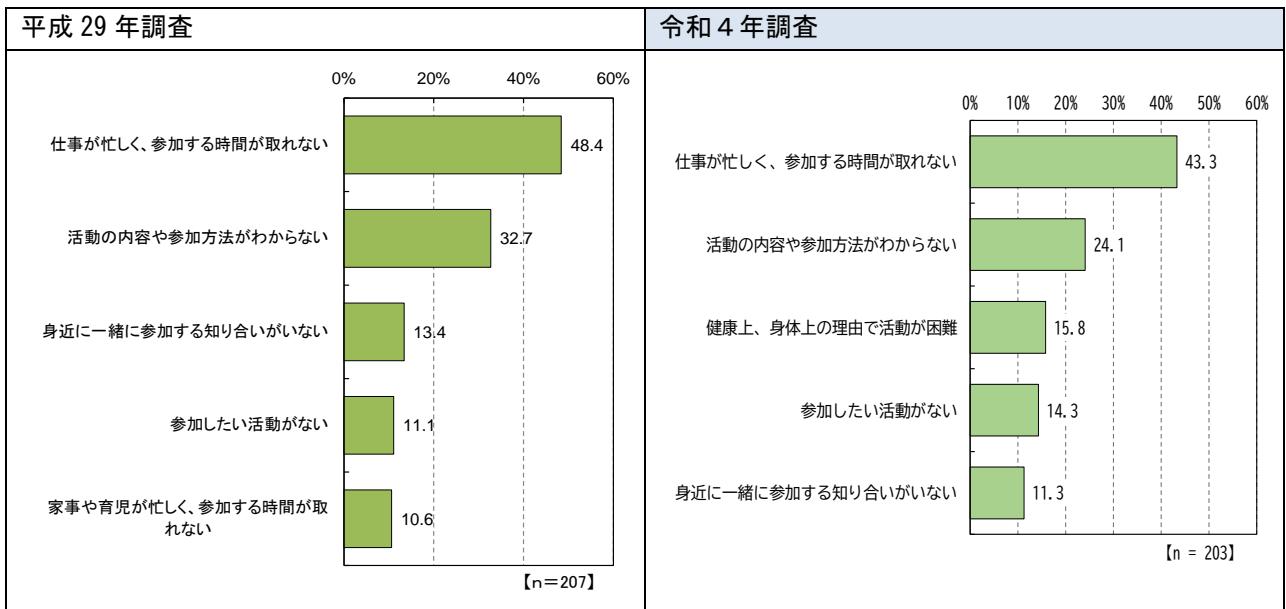
アンケート結果から、ボランティア活動の日時や場所などの条件整備とともに、活動内容や参加募集に関する情報提供などを積極的に行うことにより、参加者の拡大を図ることが重要となります。

今後は社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信の強化や参加条件の工夫を図るなど、村民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーの育成と、現在活動しているボランティア団体の運営支援など活動継続のための支援が重要となります。


■ ボランティア活動への参加の有無



■ 地域活動に参加したことがない理由 ※上位 5 項目



取り組み内容

区 分	取組内容
<p style="text-align: center;">自 助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講座などに参加し、ボランティアに対する理解を深め、ボランティアの大切さを認識しましょう。 ●できることから、できる範囲でボランティア活動に参加してみましょう。 ●ボランティア活動の楽しさを周りの人に伝えましょう。 ●村や社会福祉協議会が実施する各種講座や研修会に積極的に参加しましょう。 ●仕事や趣味、豊富な経験などで培った技術や特技を地域活動に役立てましょう。
<p style="text-align: center;">共 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア団体は、村民への積極的な情報発信とともに、自治会・町内会や行政との連携を図りましょう。 ●子どもがボランティア活動に参加できる機会をつくりましょう。 ●団体の活動を継続していくため、後継者の育成に努めましょう。 ●地域で活動している個人・ボランティア団体同士の連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みましょう。 ●地域のため、地域で気になっている人、困っている人のために、自らできることは何かを考え、できることから活動します。
<p style="text-align: center;">公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉関係団体などと連携し、地域福祉の担い手となるボランティアを育成するため、各種講座やボランティア情報の発信に努めます。 ●福祉団体等の活動への補助金等の支援のほか、地域活動への人的、資金的支援を行います。

6 地域包括ケアシステムの推進

取り組みの趣旨

地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワークの充実が不可欠です。

本村では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等が様々な福祉活動を展開し、また、地域には様々な福祉活動を行う町内会や子ども会、老人クラブなどの団体や組織があり、それぞれが独自の目的を持って活動を行っていますが、これらの団体や組織等が連携を深めることで、地域の福祉力はさらに強くなり、きめ細かな福祉活動が可能になります。


また、地域福祉活動を推進していくためには、地域に密着した活動に長年取り組んでいる民生委員・児童委員や社会福祉協議会の役割も重要です。

本村では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、各団体のネットワーク化により、住まい、介護予防、生活支援、介護、医療を一体的に提供し、地域社会全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築へ向けた取り組みを推進してきました。

本村に暮らす、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、地域づくりの取り組み支援と公的な地域福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、これまで、対象者毎に整備された縦割りの公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換し、地域や個人が抱える生活課題を解決していく、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備し、地域福祉全体で取り組みを推進していくことが求められています。

また、地域に住む高齢者、障がい者、子どもなど支援が必要な方や世帯の課題を把握し、地域住民等が主体的に解決を試みていくためにも、また、地域の様々な団体や関係機関が地域住民等と連携しながら支援活動ができるような体制をつくるためにも、様々な分野・職種の連携による、それぞれの強みを活かした支援が必要になります。そうした連携が行えるよう、日頃から「顔の見える関係づくり」や「地域生活課題の情報共有」を行うネットワークづくりを進める必要があります。

取り組み内容

区分	取組内容
<p style="text-align: center;">自 助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域を支える一員として、地域を支える団体等の活動に協力しましょう。 ●虐待や認知症の早期発見に協力しましょう。 ●地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たしましょう。
<p style="text-align: center;">共 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住民同士、自治会・町内会の役員、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、地域の情報を共有しましょう。 ●団体等の多様な生活支援サービスの提供体制を構築します。 ●地域福祉を推進するうえで中心的な役割を果たす民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動について、周知を図ります。
<p style="text-align: center;">公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がい者の状況に合わせた住宅の確保や改修の支援と、グループホームや有料老人ホームなど住まいの確保に努めます ●在宅医療の推進と、介護と医療の連携を図ります。 ●健康づくり・介護予防の活動支援に努めます。 ●多様化する福祉ニーズに対応するため、相談支援体制の充実に努めます。 ●広報誌やパンフレットなどにより、地域包括ケアシステムや福祉活動に関する情報発信に努めます。 ●地域福祉の向上や様々な課題の解決のため、町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人等の保健・医療・福祉分野等の関係者や関係機関・団体との連携の強化に努めます。

基本方針2 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり

1 相談・情報提供体制の充実

取り組みの趣旨

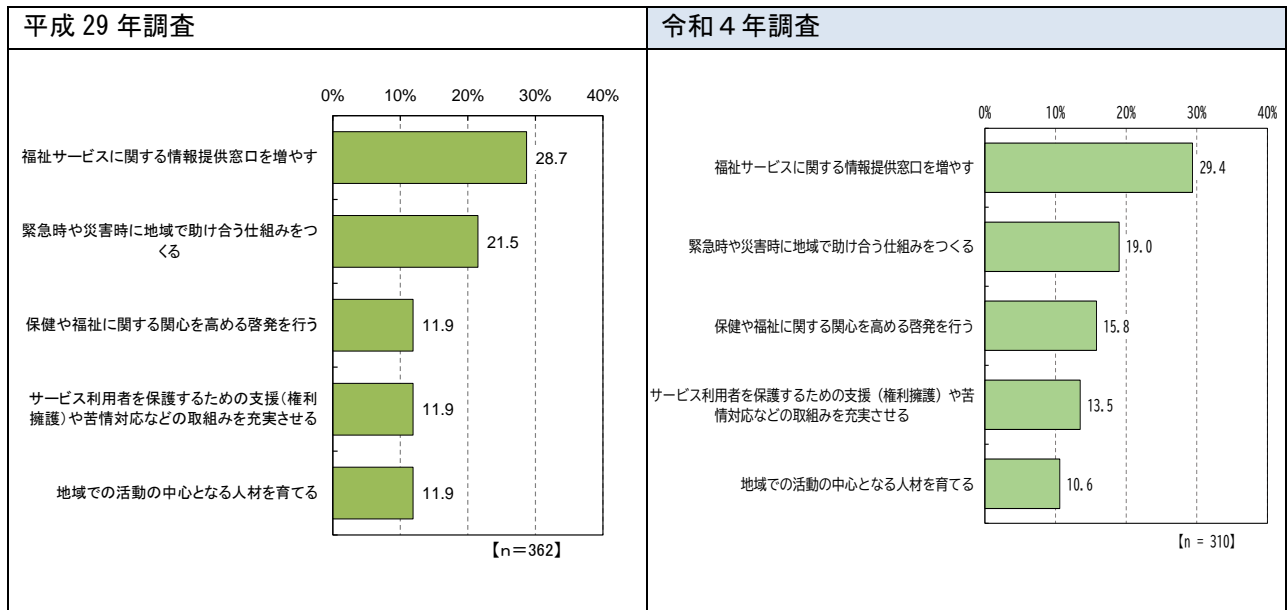
本村では、行政が提供する公的なサービス、社会福祉協議会や社会福祉法人など、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている方たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。

生活課題を解決するために、多様なサービスで対応することができますが、従来のような対象者種別毎、縦割り型のサービス提供体制では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいという側面があります。特に複数の生活課題を抱えている方にとっては、対象となる課題毎に複数の窓口が存在することになり、混乱が生じることもあり得ます。

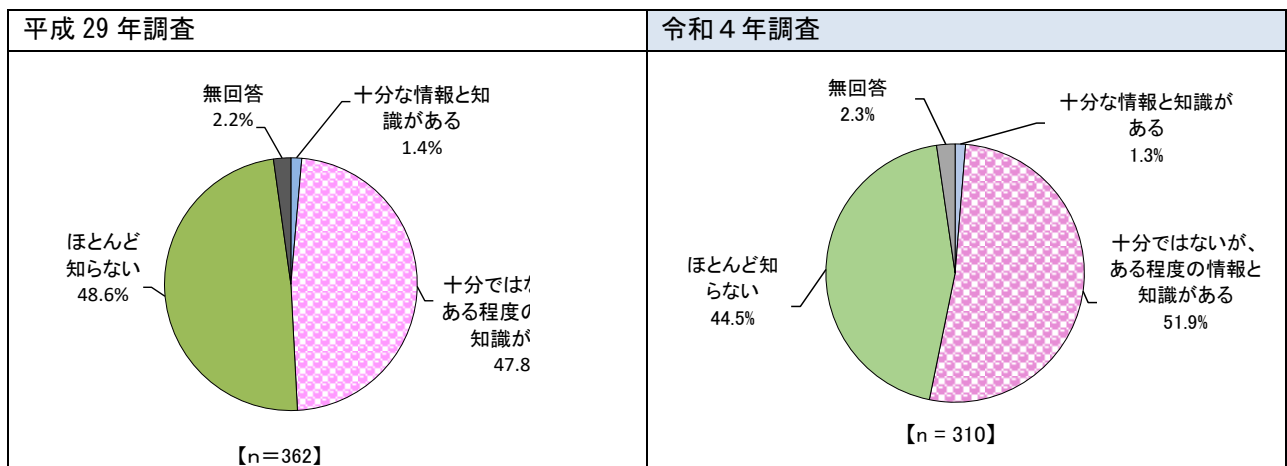
アンケート調査によると、福祉サービスの充実に必要なものをたずねたところ、「福祉サービスに関する情報提供窓口を増やす」と回答した方が最も多くなっています。また、本村の福祉サービスや福祉施設について知っているかをたずねたところ、「ほとんど知らない」が48.6%から44.5%と減少しています。

福祉サービスは、利用者本位という考え方に立ち、サービスを必要とする全ての方が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用できるようにしていくことが重要です。そのため、福祉サービスに関する情報提供体制のさらなる充実を図るとともに、悩みや問題を抱える方がいつでも気軽に相談することができるよう、専門的かつ分野横断的な相談体制の充実を図り、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくとともに、隣近所や友人・知人など、地域住民や村民同士の相談体制の推進も求められています。


■福祉サービスの充実に必要なもの ※上位5項目



■六ヶ所村の福祉サービスや福祉施設などについて知っているか



取り組み内容

区 分	取組内容
<p>自 助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やパンフレットなどに目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解に努めましょう。 ● 村民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、支援を必要としている人の把握など、地域における情報の収集に努めましょう。 ● 悩みをひとりで抱えず、行政・関係機関の相談窓口を利用しましょう。
<p>共 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者自らが福祉サービスに関する情報発信を行うとともに、行政や社会福祉協議会などの相談窓口と積極的に情報交換しましょう。 ● 人が集う機会を利用し、福祉サービスについて情報交換ができる場を設けましょう。 ● 身近な悩みごと・困りごとに対し、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎましょう。 ● 地域での見守りや近所付き合いを通して、周囲の困りごとの早期発見に努めましょう。
<p>公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページの工夫や活用、民生委員・児童委員との連携などにより、福祉制度やサービス提供の仕組み、サービス事業者の情報など、必要な情報が必要な人に行き届くよう努めます。 ● 専門的かつ複合的なサービスのニーズにも対応できるよう、研修などを通じて職員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。 ● メディア等の活用が困難な住民に対して、情報格差の解消を図るため、各関係機関や民生委員・児童委員と連携を強化し、情報提供に取り組みます。 ● パソコンやスマートフォンなどの普及に対応し、パソコン等を利用したオンラインでの相談体制を検討していきます。

2 福祉サービスの充実

取り組みの趣旨

介護保険法や障害者総合支援法に基づく各種支援サービス、子どもや子育て家庭に対する福祉サービスなど、きめ細やかなサービスの充実に努めてきました。しかし、福祉に関するニーズは複雑・多様化しており、今後さらに高齢者や認知症の方が増えていくことや、障がい者の地域移行を進める観点から、よりきめ細やかなサービスの充実が求められています。

アンケート調査によると、支援を必要としている人が、十分サービスを受けられていると思うかをたずねたところ、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」が平成29年の38.4%から39.0%に増加し、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」が19.1%から13.2%となっています。

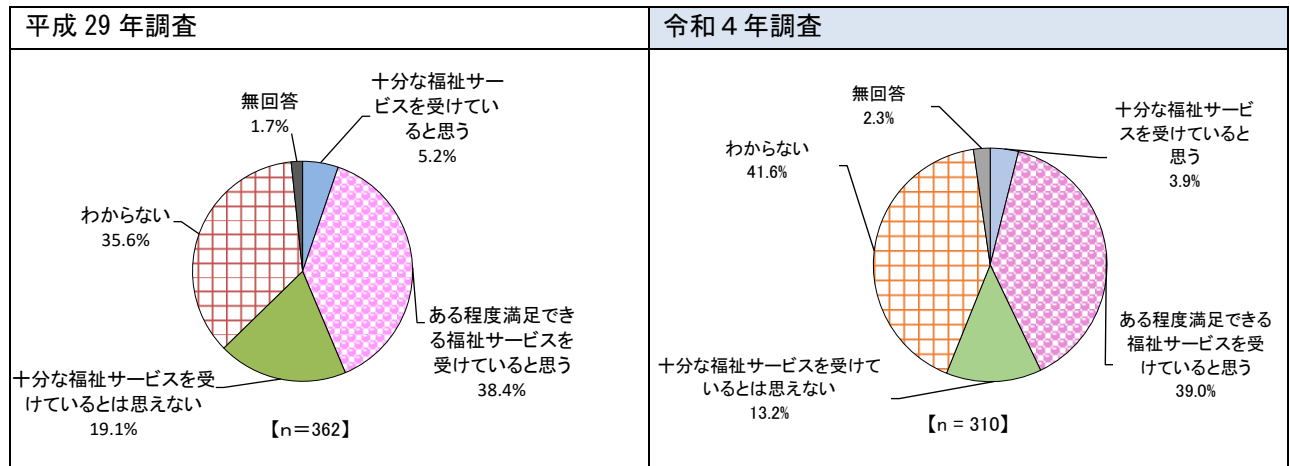
また、本村の福祉施策をより充実していくために重要な取り組みについては、「交通の利便性の確保」が最も多く令和4年調査では48.4%、となっています。

福祉サービスは、様々な課題を抱える人が住み慣れた地域で生活できるようそれぞれのニーズに合わせてサービス提供基盤の整備を進め、必要とされるサービスが必要としている人に行き届く体制を整えることが重要となります。

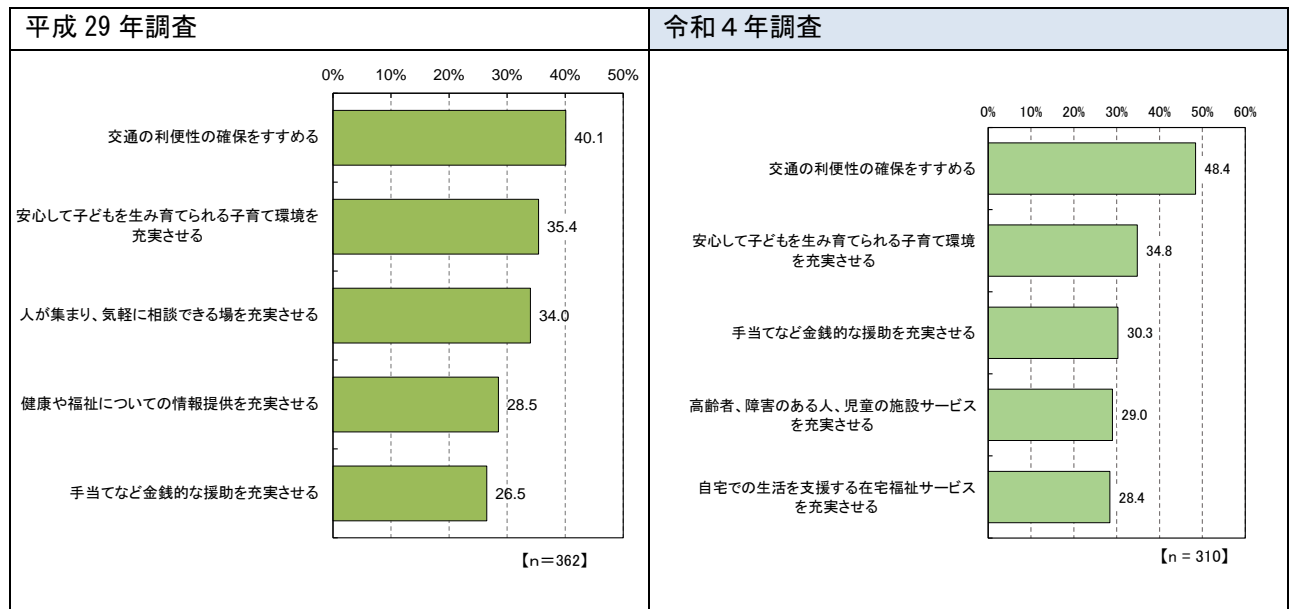
さらに、様々な生活課題には、公的な福祉サービスだけではカバーできない「制度の狭間」にある課題もあります。個人個人の支援にとどまらず、個別の事例を集約し、社会福祉協議会や関係機関等と情報共有することによって、今後の取り組みに生かしていく必要があります。

また、介護が必要な高齢者も障がい者も同一事業所でサービスを受けることができる「共生型サービス」では、地域に住むすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創る「地域共生社会」の実現へ向けた取り組みとして、「共生型サービス」の推進が必要となります。


■ 日常生活で支援を必要としている人が、十分サービスを受けられていると思うか



■ 六ヶ所村の福祉施策をより充実していくために重要な取り組み ※上位5項目



取り組み内容

区 分	取組内容
自 助 	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用に努めましょう。 ● 保健・福祉・医療の各機関の情報に常に関心を持ちましょう。 ● 身近に支援を必要とする人がいる場合には、相談に乗り、サービス利用を勧めましょう。 ● 福祉サービスの利用等についてわからないことは、村や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談しましょう。
共 助	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、質の高い在宅福祉サービスの提供に努めましょう。 ● 人が集う機会を利用し、福祉サービスについて情報交換ができる場を設けましょう。 ● 身近な悩みごと・困りごとに対し、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ● 村で策定した各種福祉計画の円滑な実施を推進し、各種福祉サービスの拡充に努めます。 ● 住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、事業者やNPOなど、多様なサービス主体の参入促進を図るとともに、保健・医療・介護・住まい・生活支援などが包括的に確保される体制の充実を図ります。 ● 福祉従事者の専門性の向上と相談支援体制の充実に努めるとともに、サービス提供事業者や関係機関との連携を強化し、利用しやすいサービス提供体制の整備とサービス利用に関する相談・苦情の受付・対応の充実に努めます。 ● 広報やホームページなどを活用し、共生型サービスの理念や内容の普及に努めます。

3 権利擁護の推進

取り組みの趣旨

認知症の方や障がいのある方の中には、判断能力が十分でないために財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為を行うときに、不利益を受ける場合があります。

今後、認知症の方の増加により、さらに財産管理や日常生活における援助に関する支援や相談の増加が予想されます。また、人間関係や介護疲れ、生活環境等の様々な要因により、DV（配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力）や虐待につながってしまう事例もあります。

日常生活を支援するサービスとして、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」などがありますが、アンケート調査では、「成年後見制度」について「名前も内容も知っている」との回答が20.0%となっており、制度内容についての認知度は低い状況となっています。

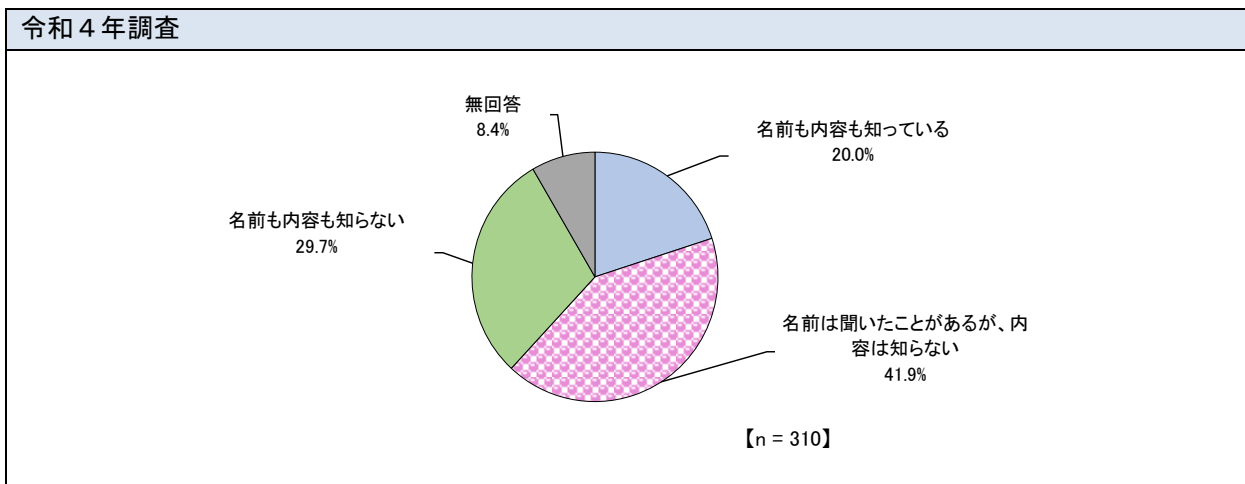
あらゆる方が住み慣れた地域でその方らしく日常生活を送る事ができるよう、それぞれの身上に寄り添った権利擁護の取組がより一層必要となっており、判断能力に不安がある方も基本的な権利が守られ、適切なサポートを受けながら自分らしい生活を地域で送れるよう取り組みを進めていきます。

なお、成年後見制度の利用促進にあたっては、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を踏まえ計画的に推進していきます。


また、福祉等のサービスを利用する中で問題が生じた場合、その方が事業者に対して弱い立場に立つことがなく、対等の立場で意思が尊重されるよう、制度の周知に努めます。

DV、児童虐待や高齢者虐待などは、家庭内の問題として潜在化する傾向があります。被害者が子どもや高齢者、障がい者等の場合、自ら通報すること自体が困難な場合もあることから、発見者の通報義務の周知や、いち早く発見、通報できるように関係機関や地域との連携を強化するとともに、通報があった場合は、安全確保のため、迅速に対応することが必要です。また、虐待は、加害者である介護者・養育者やその世帯が抱えている課題が潜んでいることから、その課題の把握と解決に向けた支援も重要です。

■ 「成年後見制度」の認知度



取り組み内容

区 分	取組内容
<p>自 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護の仕組み・制度について理解を深めましょう。 ● 必要に応じて、権利擁護のための制度を活用しましょう。 ● 日常生活の困りごとのある人に対し、相談窓口などの活用を勧めましょう。 ● DVや虐待を未然に防ぐために、地域での気づきや見守りに努め、また、DVや虐待の疑いがある場合には、速やかに関係機関へ連絡します。
 <p>共 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活の困りごとがある人を地域で把握し、村や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつなげましょう。 ● 地域で人権や権利に対する理解を深め、人権尊重の心を育みましょう。 ● 支援が必要な方に支援の手が差し伸べられるように、地域における見守りネットワークづくりを進めましょう。
<p>公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 村広報紙やホームページなどで、成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決の仕組みの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、問題発生時には迅速な解決に努めます。 ● サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付など迅速な対応に努めます。 ● DVや高齢者、障がい者、子どもへの虐待の防止・早期発見に向けて、相談・通報に関する周知・啓発を行い、関係機関と連携し適切な対応に努めるとともに、虐待を行った方が抱える課題の把握・支援を行います。 ● 日常生活に不安のある人、障がい者、高齢者が地域において安心して生活できるよう、成年後見制度等の利用促進を図り権利擁護の取組を進めます。 <p>(⇒次章に「六ヶ所村成年後見制度利用促進基本計画」掲載)</p>

※成年後見制度：成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人の預貯金の管理等（財産管理）や日常生活での様々な契約等をしていく制度。

※任意後見制度：任意後見制度とは将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、事前に公正証書により任意後見人をきめておく制度です。

4 生活困窮者自立支援対策の推進

取り組みの趣旨

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらの仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

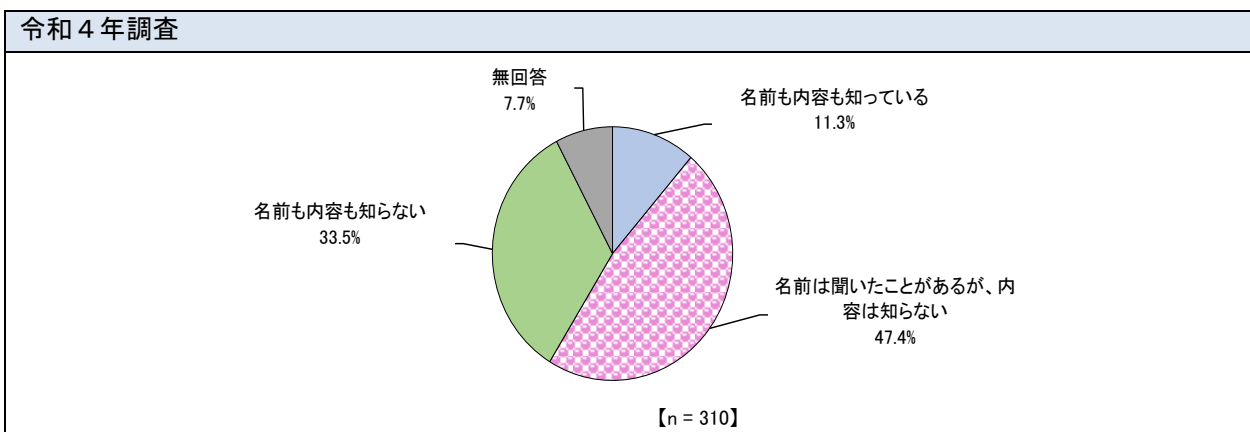
生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）において、生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、生活保護受給者以外の生活困窮者で、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり、障がいが疑われる者、矯正施設出所者など、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ、必要な支援を受けられない状態にある方たちを対象としています。

生活困窮者を早期に把握・支援するために、住民の制度に対する理解促進、地域住民、行政、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、ハローワークなどの関係機関との連携を図りながら、支援を実施していく必要があります。


また、貧困世帯であるために教育を受けられないなど、貧困の連鎖によって子どもの将来が閉ざされることがないように、子どもの貧困対策も総合的に推進していく必要があります。

生活困窮者の抱える問題がより深刻化・複雑化する前に、迅速な把握を図り、適切な対応につなげていくことが必要です。

■ 「生活困窮者自立支援制度」の認知度



取り組み内容

区 分	取組内容
<p>自 助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活で困ることがあったら、生活困窮にいたる前に、各種相談窓口にご相談しましょう。 ●生活困窮者への支援制度について理解を深めましょう。 ●身近に生活に困っている人がいたら、相談窓口などの利用を呼びかけましょう。 ●住民同士の普段の付き合いの中で、生活困窮者を支援しましょう。
<p>共 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で孤立しがちな人を、地域で気づき合える環境をつくりましょう。 ●支援が必要な人に対し、自治会・町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携のもと、相談をはじめ、公的支援制度への適切な利用につなげましょう。
<p>公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やホームページなどで、生活困窮者自立支援制度について、広く周知を図ります。 ●福祉だけでなく、健康や教育など、多様な分野が連携し、既存の各種相談事業や訪問事業などを通して、生活困窮状態にある人の早期把握・早期発見に努めます。 ●生活保護に至る前の段階の失業者など、経済的支援を必要とする生活困窮者を早期に支援するため、ハローワークと連携し、就労、その他の自立に関する相談支援を行います。 ●生活困窮者から相談があった場合、各種福祉サービスや支援事業、成年後見制度などの公的支援制度の適切な利用につなげます。 ●貧困が世代を超えて連鎖しないよう、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援の推進に努めます。 ●犯罪をした方の中には、高齢者・障がい者など福祉による支援が必要な方、住居や就労先を確保できないまま生活困窮に陥り、再び犯罪を犯すケースが多くあります、犯罪をした方の社会復帰に向けて、高齢、障がい、あるいは生活困窮についての相談先を周知し、必要な福祉サービスを利用できるよう、保健医療・福祉サービス機関につなげられる体制を整備します。

基本方針3 人にやさしい地域福祉のまちづくり

1 人にやさしいまちづくり

取り組みの趣旨

高齢者や障がい者が安心して、快適に暮らせる「まち」とは、あらゆる方にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、多くの住民が利用する公共公益施設のバリアフリー化など、誰もが利用しやすいように配慮した施設・設備の整備を推進するため、「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいた福祉のまちづくりを推進する必要があります。


もちろん、このような福祉のまちづくりへの取り組みは、行政のみで実現できるものではなく、住民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、福祉のまちづくりが全ての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることを住民が認識する必要があります。

また、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、病院や買い物、地域の集会場所などへの移動手段が重要となります。

特に、高齢者や障がい者などが買い物ができる店や病院までの移動手段の確保が重要であり、特に、高齢者や障がい者等、いわゆる交通弱者にとって、公共交通機関の利便性の向上は重要となっています。

生活する上での移動手段の確保及び支援を行うとともに、地域の助け合い、支え合いによる、福祉のまちづくりの取り組みの推進が求められます。

取り組み内容

区 分	取組内容
<p style="text-align: center;">自 助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で危険箇所を発見したときは自治会・町内会や行政に情報提供をしましょう。 ●杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪を行わないようにしましょう。 ●お互いに支え合い、助け合い、心のバリアフリーを実践しましょう。 ●ユニバーサルデザインについて理解を深めましょう。
<p style="text-align: center;">共 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会や会議、キャップハンディ体験学習などを通じてバリアフリーの重要性を認識し、ユニバーサルデザインの理念を啓発しましょう。 ●地域で不便な箇所などについて把握し、その改善策について検証してみましょう。 ●村民や関連団体との連携を強め、高齢者見守り体制の構築や広域での連携体制を構築しましょう。
<p style="text-align: center;">公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「人にやさしいまちづくり」、「ユニバーサルデザイン」について、広報紙やホームページなどを通じて啓発に努めます。 ●公共施設や道路について、改修や新設の機会を活用して、バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる整備を推進します。 ●点字シールやブロック、音声コードなど情報のバリアフリーの推進に努めます。 ●共生社会の実現に向け、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての方々が、お互いの個性や多様性を認め、支え合い、助け合えるよう、偏見や差別などの心のバリアをなくす「心のバリアフリー」を推進します。 ●交通弱者への対応に向けて、身近な交通手段である路線バスの運行路線・本数の維持確保に努めるとともに、デマンド型交通など、多様化した村民ニーズに即した総合的な公共交通を検討していきます。

2 災害時の支援体制の充実

取り組みの趣旨

近年、地震や豪雨、台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の気運もこれまでにないほど高まっています。

あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるという認識に立ち、対策を怠らないことが求められます。特に、高齢者、障がい者、子どもなどは、災害に対して特別な備えを必要としています。地域社会全体で防災対策の強化を進める必要があるとともに、こうした方の視点での対策も急務となっています。

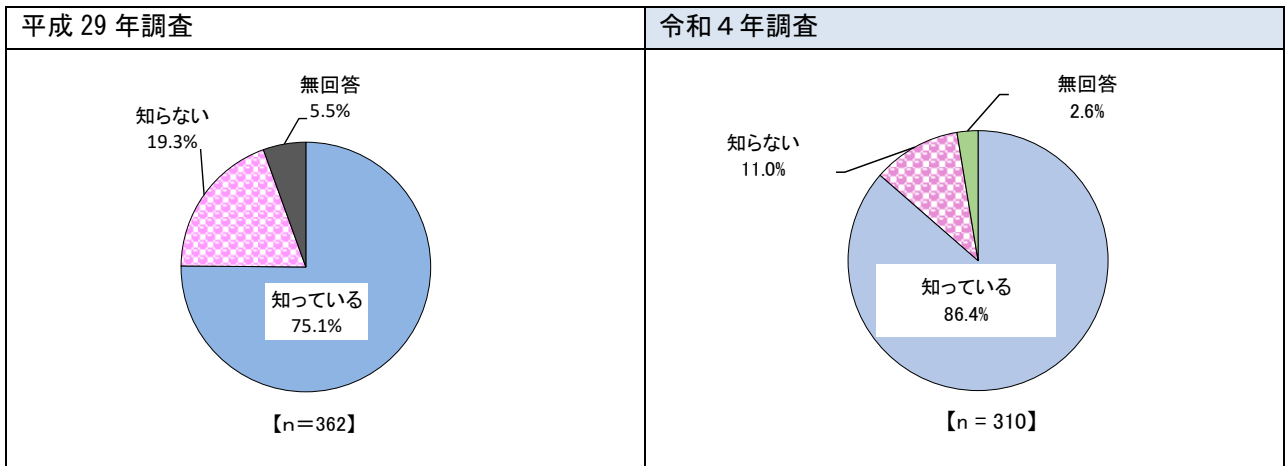
アンケート調査によると、災害時の避難場所の認知度については、令和4年調査では11.0%が「知らない」と回答しています。また、災害発生時に困ることは、「災害の情報がわからない」、「物資の入手方法などがわからない」が比較的多い回答として挙げられています。

本村では、「六ヶ所村地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、地域や民生委員・児童委員などの協力を得ながら、自力では避難できない高齢者や障がい者などの情報の収集・共有、名簿の作成、避難支援について整備を進めています。

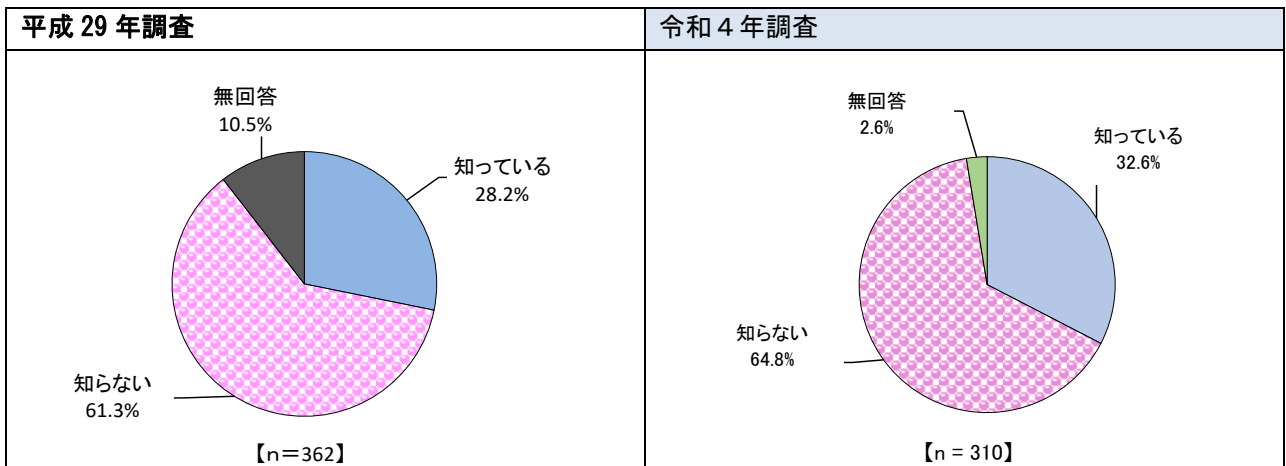
今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう、防災体制の充実を図り、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みの整備や、避難所での生活を総合的に支援できる体制の確保が重要となります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた地域の支え合いや福祉サービス事業所や学校等における感染防止対策、感染発症時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制等について、地域の実情に応じて検討、整備していく必要があります。

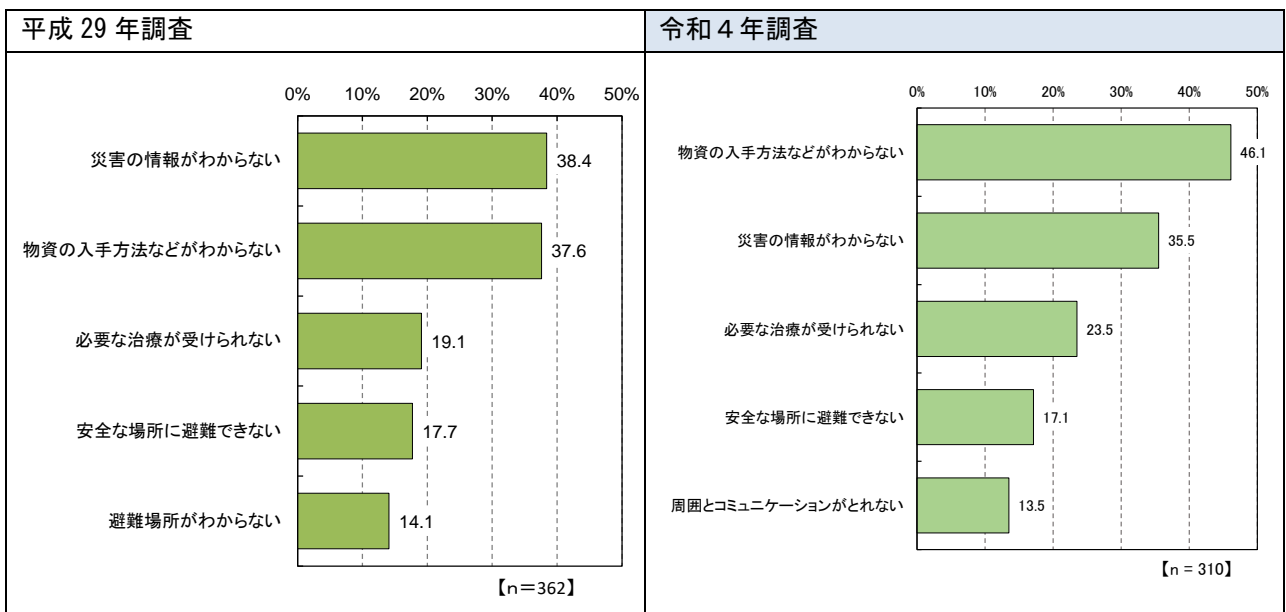
■災害が発生した時の避難場所を知っているか




■災害が発生した時、近所に一人で避難できない人がいるか知っているか



■災害が発生したときに困ること ※上位5項目



取り組み内容

区分	取組内容
<p data-bbox="272 432 360 465">自 助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。 ●災害発生時にすぐに避難できるよう防災用品・避難場所・避難経路を確認しておきましょう。 ●支援者として活動できるよう、日頃から近所との交流を深めましょう。 ●地域の防災訓練に参加しましょう。
<p data-bbox="272 831 360 864">共 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時などの緊急時に支援を必要とする人の情報を地域で共有し、地域全体で対応できる体制を築きましょう。 ●自主防災組織を組織し、災害発生時や緊急時に支援し合える体制を整えましょう。 ●高齢者や子ども、障がい者などの支援の必要な人を交えて避難訓練を実施し、地域で防災意識を啓発しましょう。
<p data-bbox="272 1350 360 1384">公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、避難場所や避難経路、避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発に努めます。 ●地域と協働して避難行動要支援者名簿の普及、啓発を図ります。 ●警察や消防、消防団、自主防災組織と連携し、防災情報の共有を図り、防災に関する自主活動の活性化を推進します。 ●災害発生時などの緊急時に必要となる様々な対応を想定して、防災訓練を行います。 ●初動期の災害応急対策に大きな力を発揮する自主防災組織を育成し、地域ぐるみの防災体制の強化を図るとともに、自主防災組織の活動を強化するため、資機材の整備に努めます。 ●新型コロナウイルス感染症などを踏まえた地域の支え合いや各種福祉サービス事業所や学校などにおける感染防止対策、感染症発生時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制の整備を進めます。

3 防犯対策の推進

取り組みの趣旨

近年、地域社会や隣近所とのつながりや絆の希薄化が進み、隣近所の動向がわからず、また関心を持たない人が増えています。


全国的にみられる犯罪件数の増加や凶悪化などは、こうした地域社会の在り方と無縁ではありません。

凶悪化・多様化する犯罪を防ぐため、また、高齢者や子どもなどが事故や犯罪に巻き込まれないようにするためには、警察などによる防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じた地域住民のネットワークによる犯罪への備えが求められます。犯罪の件数増加、凶悪化など、懸念すべき傾向が全国的に見られることは、こうした地域のあり方と無縁ではありません。普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心が様々な犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを再認識する必要があります。

近年、高齢者が特殊詐欺被害に遭うことが増加し、社会的な問題となっています。高齢者だけでなく、子どもや女性が犯罪に巻き込まれることも少なくなく、不安を感じるがあります。

地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いを強化するためにも、地域の安全を守る対策について、検討、推進することが求められます。

取り組み内容

区 分	取組内容
自 助 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつなどを通して、地域の顔見知りを増やしましょう。 ●防犯知識を身につけ、自らの安全確保をはじめ身近な子どもや高齢者が犯罪、交通事故に巻き込まれないように気を配りましょう。 ●防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。 ●電話や訪問による勧誘等で、少しでもおかしいと思うことがあった時は、家族や警察等に相談しましょう。
共 助	<ul style="list-style-type: none"> ●警察や各家庭、保育所・こども園、学校、自治会・町内会、防犯協会などと連携し、防犯パトロールなど地域の防犯活動に参加しましょう。 ●犯罪の特徴や発生箇所、不審者の情報など、防犯につながる情報を行政や警察などから収集し、地域で情報共有を図りましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や子どもなどが犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめ関係機関・団体と連携し、防犯活動・見守り活動を推進します。 ●事件の発生箇所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。 ●若者や高齢者などを狙った特殊詐欺の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体などでの学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。 ●警察や各家庭、保育所・こども園、学校、自治会・町内会、防犯協会などと連携し、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法などの情報共有に努めます。

4 からだと心の健康づくり

取り組みの趣旨

健康は全ての人にとっての願いであり、地域福祉を推進するにあたっては、住民一人ひとりが心身ともに健康であることが大切です。しかし、高齢化が進み、食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現在では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが課題となってきました。

また、急速な高齢化とともに、認知症や寝たきり等の要介護状態になる人の増加は深刻な社会問題となっています。

アンケート調査によると、日常生活で不安に思っていることは、「自分や家族の老後のこと」、「自分や家族の健康のこと」が多く、健康や介護についてのことが上位にあげられています。

地域住民の健康づくり、介護予防のためには、福祉や医療などの支援体制の構築とともに、「自分の健康は、自らづくり、守る」という意識の醸成が重要となります。

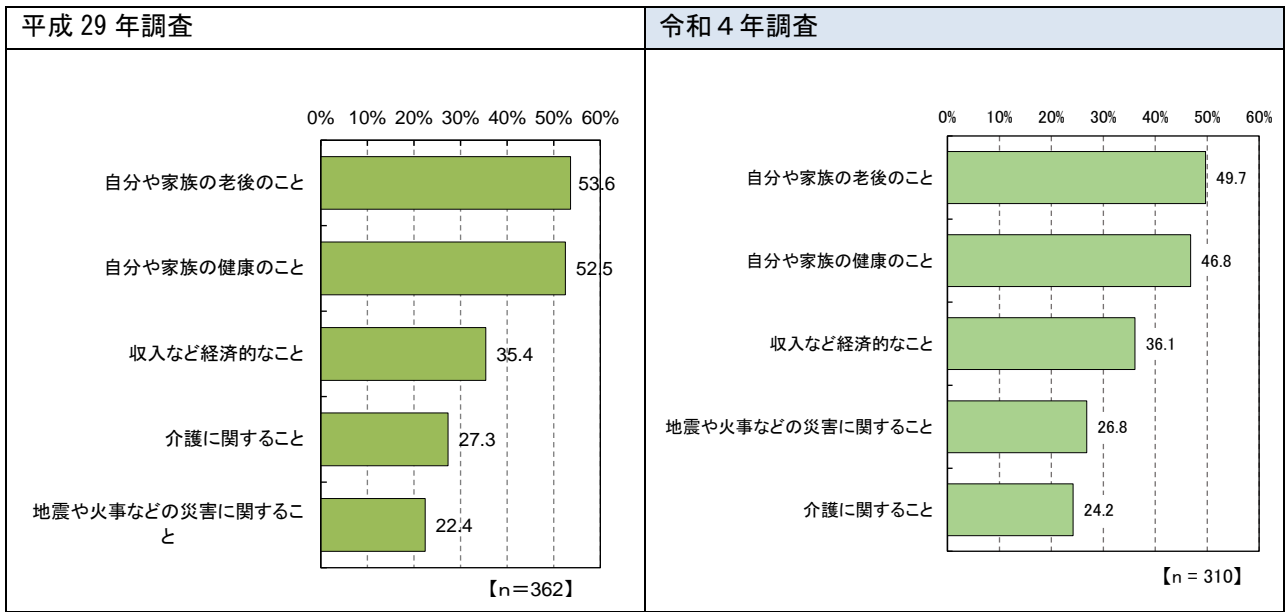
また、こころの健康は、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、「生活の質」に大きく影響するものです。

ストレスの多い現代社会において、こころの健康を保つためには、適度な運動と休養、バランスのとれた食生活、ストレスとの上手な付き合い方が重要です。


平成28年に自殺対策基本法が改正され、本村においても、自殺対策計画に基づき、関係機関と連携して自殺対策を強化しています。

自殺の背景には、健康問題や経済不安、人間関係など複数の要因によるうつ状態があると指摘されています。このため、年代や性別を問わず、こころの健康づくりに取り組むことが必要です。

■ 日常生活で不安に思っていること ※上位5項目



取り組み内容

区 分	取組内容
<p>自 助</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善などの健康づくりを実践し、定期的な健康診査を受け自らの健康状態を把握しましょう。 ●隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行いましょう。 ●地域で行われる、健康教室や介護予防教室などに積極的に参加しましょう。 ●自分や家族、近所の人のおつやこころの健康に関心を持ちましょう。
<p>共 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ふだんから健康や医療に関する情報交換を積極的に行いましょう。 ●まわりの人を誘って運動・スポーツや健康づくり活動などに参加しましょう。 ●地域において介護予防のための体操教室などを積極的に行いましょう。
<p>公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●年代に応じた各種健診・検診を実施するとともに、受診率向上に向けた受診促進を行います。 ●住民の健康状況や健康課題を踏まえて、健康教育機会の拡充を図ります。健康づくり事業などについて、ホームページなどを活用した情報提供の充実に努めます。 ●介護予防に関する講演会や研修会などを開催し、基本的な知識の普及と住民の意識の啓発に取り組みます。 ●こころの健康づくりに関する知識の普及と相談機関の啓発を行います。また、ゲートキーパー養成講座を実施するなど、地域の見守りを推進します。

第5章

六ヶ所村成年後見制度利用促進基本計画

六ヶ所村成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成28（2016）年5月に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、平成29（2017）年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定しました。それに基づいて市町村は、国基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

以上のことから、当村では村の責任として成年後見制度の利用促進に向けて計画的に推進していくため、「六ヶ所村成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

(2) 計画の根拠

本計画は、法第14条（市町村の講ずる措置）及び条例第7条（計画の策定）に基づき、当村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるためのものです。

計画は、六ヶ所村地域福祉計画と一体的に連動して取り組み、六ヶ所村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、六ヶ所村障害者基本計画及び六ヶ所村障害福祉計画・障害児福祉計画との整合を図るものとしします。

(3) 計画の進捗管理及び評価

本計画は六ヶ所村地域福祉計画の一部として策定するものです。そのため、取組状況の点検及び評価については、六ヶ所村地域福祉計画の進行管理と一体的に行います。

2 取組内容

(1) 地域連携ネットワークの構築と組織体制

① 地域連携ネットワークの構築

高齢者や障害者等が、自分らしい生活を送る為の制度として成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげるため、保健医療福祉の連携に司法や地域の各種団体、事業所等を含めた連携の仕組みを構築します。

②地域連携ネットワークの組織体制

▽ 本人を後見人とともに支えるチーム

地域全体の見守り体制のネットワークにより、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後にはこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、権利擁護支援を行います。

▽ チームを支援する協議会

成年後見制度に関する相談への対応や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する「協議会」を設置し、チームをバックアップする体制整備を図ります。

(2) 中核機関の設置・運営と担う機能

地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくためには、中核機関の専門職による専門的助言等支援の確保や協議会の事務局等、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

当村では、広報、相談、地域連携ネットワーク構築支援等権利擁護に関する支援の業務を多角的な支援・援助を可能とするため、1市5町1村が広域で連携し中核的な役割を担う機関として「三沢・上北広域権利擁護支援センター」を設置し、運用に合わせ権利擁護支援について高い専門性を有した人材を配置し、権利擁護支援を図ります。

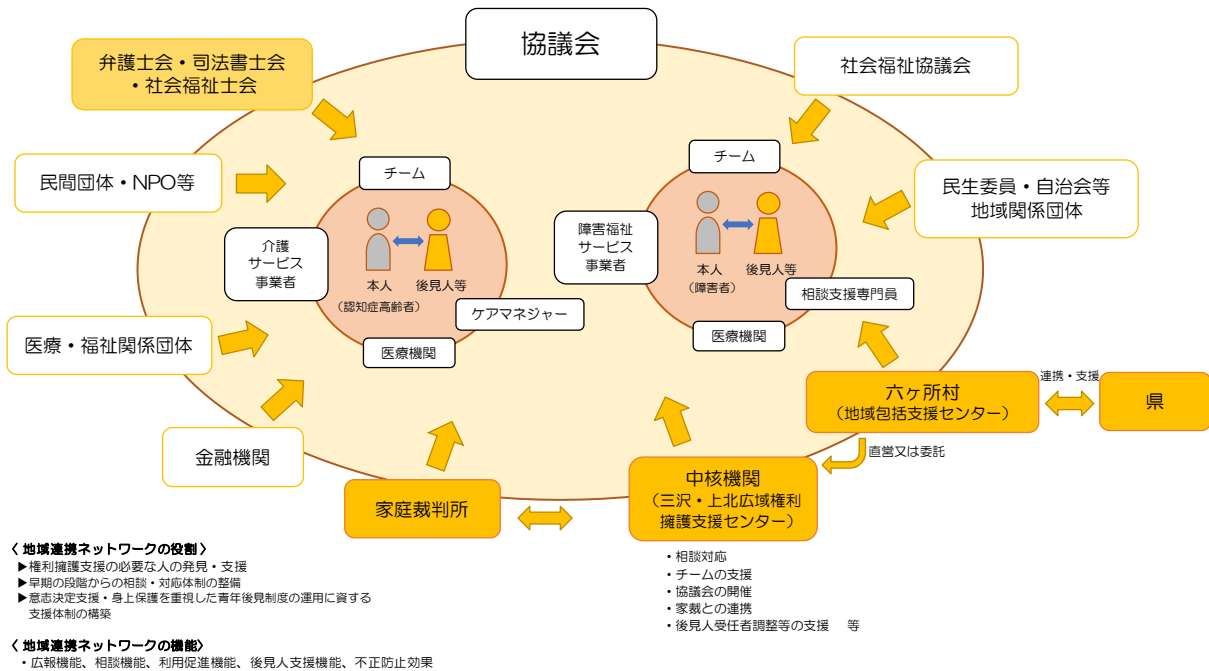
◇中核機関の具体的な機能

- I 広報機能
- II 相談機能
- III 成年後見制度利用促進機能
- IV 後見人支援機能
- V 不正防止効果

(3) 成年後見制度の利用支援

村は、成年後見制度を利用するにあたり自ら申立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し申立ての支援や報酬助成などを実施し利用支援を行います。

■地域連携ネットワークのイメージ (図)



第6章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知、広報

村民一人ひとりが、地域における交流、支え合いやふれ合いの重要性を理解し、本計画に掲げる取組みを実践・継続していけるように、村の広報紙やホームページで計画内容を公表するとともに、福祉関係のイベントなど様々な機会を通じて計画内容の広報・啓発に努め、村民への周知徹底を図ります。

(2) 村民、地域、行政の役割、協働体制

地域福祉に関わる施策分野は、保健・医療・福祉のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたるため、関係部署との連携を図りながら本計画を推進していきます。また、地域には様々な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、行政の取組みだけでは十分とはいえません。地域福祉を推進する中心的な担い手である社会福祉協議会との連携をはじめ、村民、地域、行政がそれぞれの役割を果たしながら協働による地域福祉の推進に努めます。

①村民の役割

村民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気かけたりするなど、身近なところから心がけ、主体的な自治会・町内会への加入や地域活動への参加などが期待されます。

②地域の役割

自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア団体など、地域福祉活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知などに取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、村や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組むことが期待されます。

③行政の役割

行政は、村民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、村民やボランティア団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉分野と教育分野、建設分野などの庁内連携体制を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

2 計画の進行管理

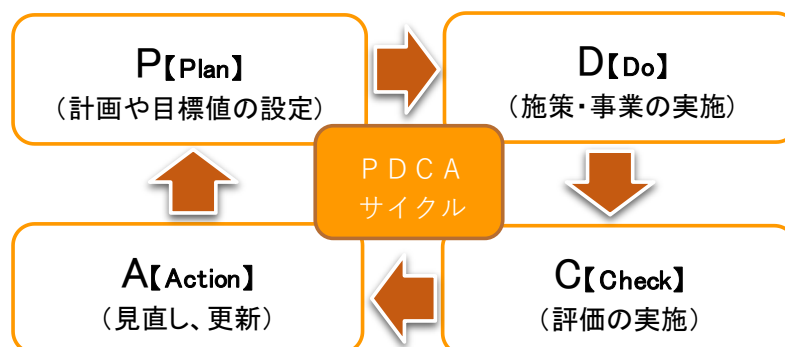
(1) 計画の評価

村民一人ひとりが、地域における交流、支え合いやふれ合いの重要性を理解し、本計画に掲げる取組みを実践・継続していけるように、村の広報紙やホームページで計画内容を公表するとともに、福祉関係のイベントなど様々な機会を通じて計画内容の広報・啓発に努め、村民への周知徹底を図ります。

(2) 計画の評価と見直し

本計画の最終年度である令和9年度には最終評価と見直しを行います。施策・事業の有効性について、検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることも、本計画における目標の1つです。

資料編

1 地域福祉計画策定委員会設置要綱

○六ヶ所村地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成29年9月30日告示第114号

改正

令和4年7月1日告示第91号

六ヶ所村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る六ヶ所村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、六ヶ所村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 地域活動団体等関係者
- (2) 保健福祉・医療関係者
- (3) 老人福祉・障がい福祉関係者
- (4) 子ども・教育関係者
- (5) その他村長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。但し、最初に招集される委員会は、村長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、福祉課に置き、その庶務を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日告示第91号)

この告示は、告示の日から施行する。

2 策定委員名簿

番号	団体等名	職名	氏名	要綱第3条第1項
1	行政連絡員協議会	会長	高田 孝徳	第1号 地域活動団体等関係者
2	社会福祉協議会	会長	橋本 喜代二	第1号 地域活動団体等関係者
3	民生委員児童委員協議会	会長	上長根 浅吉	第1号 地域活動団体等関係者
4	食生活改善推進員会	会長	村木 幸子	第2号 保健福祉・医療関係者
5	保健協力員協議会	会長	高橋 靖子	第2号 保健福祉・医療関係者
6	地域家庭医療センター	センター長	松岡 史彦	第2号 保健福祉・医療関係者
7	老人クラブ連合会	会長	種市 秋光	第3号 老人福祉・障がい福祉関係者
8	身体障害者福祉会	会長	坂上 健一	第3号 老人福祉・障がい福祉関係者
9	手をつなぐ親の会	会長	蛭澤 雪江	第3号 老人福祉・障がい福祉関係者
10	連合PTA	会長	小泉 友和	第4号 子ども・教育関係者
11	小中学校校長会	会長	秋戸 彩史	第4号 子ども・教育関係者
12	小中学校教頭会	会長	田中 穰	第4号 子ども・教育関係者
13	上北地域県民局地域健康福祉部	部長	深堀 満	第5号 その他村長が指名する者
14	六ヶ所村役場産業医	医師	米田 喜與志	第5号 その他村長が指名する者
15	学務課	課長	尾ヶ瀬 一成	第5号 その他村長が指名する者
16	子ども支援課	課長	木村 雅勝	第5号 その他村長が指名する者
17	健康課	課長	小川 良子	第5号 その他村長が指名する者
18	保育所所長会	会長	佐藤 ゆかり	第4号 子ども・教育関係者

六ヶ所村地域福祉計画

発 行 六ヶ所村

六ヶ所村 福祉課

〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 475

TEL : 0175-72-2111

FAX : 0175-72-2604
